

平成 2 9 年度

秋田県交通安全実施計画

～交通事故のない秋田県を目指して～

秋田県交通安全対策会議

ま え が き

この交通安全実施計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条1項の規定に基づき作成した、「第10次秋田県交通安全計画」を的確に推進するため、平成29年度における県内の陸上交通の安全に関し、県及び国の指定地方行政機関等が実施すべき具体的な施策を定めたものです。

本県における交通安全対策につきましては、国・県の関係行政機関及び関係民間団体のみならず、県民の長年にわたる努力により、減少傾向が続いておりましたが、平成28年は、交通事故の発生件数が2,177件、死傷者数は2,745人と対前年比増となり、死者数については54人と大幅に増加する結果となりました。

また、交通事故死者数に占める高齢者の割合が15年連続で半数以上を占め、その多くが、歩行中の事故によるものであったことから、現状を厳粛に受け止め、高齢歩行者の事故防止対策に重点的に取り組むこととし、関係機関・団体と協力して高齢者の方に対し、夕暮れ時や夜間の外出時における反射材の着用を強く促すことといたしました。

第10次秋田県交通安全計画の「平成32年までに死者数30人以下、死傷者数2000人以下」という目標を達成するためには、こうした高齢者の交通事故防止対策に取り組むとともに、交通安全意識の普及啓発や、道路環境の整備、地域の実態に応じた交通規制、救助・救急活動の充実、鉄道交通の安全など、総合的な対策をこれまで以上に推進する必要があります。

このため、秋田県交通安全対策会議を構成する県及び市町村、関係機関・団体は、緊密に連携し、県民の皆様の協力を得ながら、第10次秋田県交通安全計画の目標達成はもとより「交通事故のない秋田」の実現に向けて、この実施計画に定める各種の交通安全対策を着実に推進してまいります。

目 次

第 1 章 道路交通の安全に関する施策

第 1 節 県民一人ひとりの交通安全意識の高揚	1
1 交通安全教育の推進	1
(1) 家庭における交通安全教育の推進	1
(2) 地域における交通安全教育の推進	1
(3) 社会教育における交通安全教育の推進	1
(4) 幼児・児童・生徒の交通安全教育の推進	2
(5) 学校における交通安全教育の推進	4
(6) 職場における交通安全教育の推進	4
(7) 高齢者の交通安全教育の推進	4
(8) 若年運転者の交通安全教育の推進	5
2 交通安全に関する普及啓発活動の推進	6
(1) 「交通安全オールウェイズ秋田」の推進	6
(2) 「手で合図し合う運動」の推進	6
(3) 飲酒運転を許さない社会環境づくり	7
(4) 自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進	7
(5) 全ての座席におけるシートベルト着用 of 徹底	8
(6) チャイルドシートの正しい使用の徹底	8
(7) 反射材用品等の普及促進	8
(8) 効果的な広報啓発活動等の推進による交通マナーの向上	9
3 交通安全運動の推進	10
(1) 交通安全運動のスローガンと重点推進事項	10
(2) 年間運動の推進	10
(3) 季別の交通安全運動の推進	12
(4) 交通死亡事故抑止の推進	14
(5) 「交通安全の日」等における活動の推進	15
(6) 交通安全広報啓発活動の推進	16
(7) 農作業安全対策の推進	16

(8) 東日本高速道路株式会社が行う交通安全運動等	16
4 交通安全組織の育成と活動の強化	17
(1) 交通安全対策協議会等の活動の促進	17
(2) 高齢者の交通安全組織の充実と活動の促進	17
(3) 交通指導隊活動の充実強化	17
(4) 「交通安全母の会」の活動の充実	18
(5) 交通安全協会活動の活発化	18
(6) 安全運転管理者協会活動の活発化	18
(7) 事業主交通安全推進協会活動の活発化	18
(8) 地域交通安全活動推進委員その他民間ボランティア等の活動強化	18
第2節 安全運転の確保	19
1 運転者教育の充実強化	19
(1) 実践的かつ効果的な運転者教育の推進	19
(2) 自動二輪車等運転者への安全教育の徹底	19
2 運転者に対する効果的な対策の推進	20
(1) 各種講習の充実	20
(2) 臨時認知機能検査及び臨時高齢者講習の導入等を含む高齢運転者対策の 充実	20
(3) 危険運転者の排除	21
(4) 適正な運転免許行政の推進	21
(5) きめ細かな運転者施策の推進	21
3 自動車運送事業者に対する安全対策の充実	22
(1) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	22
(2) 軽井沢スキーバス事故を受けた対策	23
(3) 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進	23
(4) 貸切バス事業者安全性評価認定制度の普及促進	23
(5) 荷主勧告制度の運用の充実	23
(6) 国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策	24
4 指導講習と適性診断の充実	25
5 自動車運転者に係る過労運転の防止をはじめとした労働条件適正化の推	

進	26
(1) 自動車運転者の労働条件確保のための監督指導	26
(2) 労働条件の改善のための自主的取組みに対する指導・援助	26
(3) 交通労働災害防止対策の推進	26
6 道路交通に関する情報の充実	27
(1) 車両の安全運転のための道路交通情報の充実	27
(2) 道路交通に関する情報提供の充実	27
(3) 気象情報等の充実	28
伝達経路図 1	31
伝達経路図 2	32
伝達経路図 3	33
第 3 節 道路交通環境の整備	34
1 道路交通安全施設等の整備	34
(1) 国土交通省東北地方整備局所管事業	34
(2) 県建設部所管事業	34
(3) 県公安委員会所管事業	35
(4) 東日本高速道路株式会社所管事業	35
(5) その他の交通安全施設等整備事業の推進	36
(6) 交通安全施設等の整備・充実	36
(7) 交通安全総点検の実施	36
(8) 事故危険箇所対策の推進	36
2 交通事故防止のための安全対策の推進	37
3 効果的な交通規制の推進	38
(1) 交通管制センター等の整備	38
(2) 幹線道路の円滑化対策の推進	38
(3) 交通規制の計画的推進	38
(4) 「ゾーン 30」の推進	38
(5) より合理的な交通規制の推進	38
(6) 道路法に基づく交通規制等の実施	38
4 歩行者・自転車利用者等の安全の確保	39

(1)	生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	39
(2)	自転車通行環境の整備	39
5	道路占用の適正化	40
6	危険物輸送の安全確保	41
7	子どもの遊び場の確保	42
(1)	都市公園の整備	42
(2)	児童館等の整備	42
(3)	学校体育施設の活用	42
第4節	車両の安全性の確保	43
1	自動車の検査の充実	43
2	型式指定制度の充実	44
3	自動車点検整備の充実	45
(1)	点検整備の充実	45
(2)	不正改造車の排除	45
(3)	自動車整備技術の向上	45
4	自動車アセスメント情報の提供等	46
5	自動車のリコール制度の充実・強化	47
第5節	道路交通秩序の維持	48
1	効果的な交通指導取締りの推進	48
(1)	交通事故抑止に資する交通指導取締り及び街頭活動の推進	48
(2)	飲酒運転、無免許運転の根絶に向けた取締りの一層の強化	48
(3)	自転車の安全利用に向けた指導取締りの推進	48
(4)	通学路における効果的な指導取締りの推進	48
2	悪質な交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の推進・強化	49
(1)	適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進	49
(2)	危険運転致死傷罪の適切な立件を視野に入れた捜査の徹底	49
(3)	交通事故事件等に係る捜査力の強化	49
(4)	交通事故事件等に係る科学的捜査の推進	49
3	暴走族及び違法行為を敢行する旧車會対策の推進	50
(1)	取締り等の強化	50

(2) 行政処分及び再発防止措置の徹底	50
4 高速道路における安全走行の確保	51
(1) 交通実態に応じた交通規制	51
(2) 効果的な指導取締りの実施	51
(3) 高速道路安全運転マナーの向上	51
(4) 秋田県高速道路交通安全協議会の育成	51
(5) 関係機関と連携した訓練、安全指導の実施	51
第6節 救助・救急活動の充実	52
1 救助・救急体制の整備	52
(1) 救助・救急隊員の研修機会の確保	52
(2) 救助・救急活動の充実	52
(3) 救助・救急活動に必要な資機材の整備	52
2 救急医療体制の整備	53
(1) 初期救急医療体制の整備	53
(2) 二次救急医療体制の整備	53
(3) 三次救急医療体制の整備	53
(4) 救急医療担当医師等の研修	53
第7節 被害者支援の充実と推進	54
1 交通事故相談の実施	54
(1) 広報活動の推進	54
(2) 相談員の資質の向上	54
(3) 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進	54
(4) 関係機関との連携による援助活動の強化	54
(5) 自動車損害賠償の円滑化	54
(6) 公共交通事故による被害者等への支援の推進	55
2 自動車損害賠償制度等	56
(1) 自動車損害賠償保障制度の充実	56
(2) 被害者への生活資金の貸付	56
(3) 重度の後遺障害者に対する介護料の支給	56
第8節 交通情勢等の変化に応じた重点施策の推進	57

1	県民のニーズや交通情勢を的確に把握した重点施策の推進	57
2	交通事故分析結果の活用	57

第2章 鉄道交通の安全に関する施策

第1節	鉄道交通環境の整備	58
1	鉄道施設等の安全性の向上	58
2	運転保安設備等の整備	58
第2節	鉄道交通の安全に関する知識の普及	59
第3節	鉄道の安全な運行の確保	60
1	保安監査等の実施	60
2	運転士の資質の保持	60
3	安全上のトラブル情報の共有・活用	60
4	鉄道の安全運行の確保	60
5	気象情報等の充実	61
6	大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	62
7	運輸安全マネジメント評価の実施	62
第4節	鉄道車両の安全性の確保	63
第5節	救助・救急活動の充実	64
第6節	被害者支援の充実	65
第7節	鉄道事故等の原因究明と再発防止	66

第3章 踏切道における交通の安全に関する施策

第1節	踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	67
第2節	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	68
第3節	踏切道の統廃合の促進	69
第4節	その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	70

第4章 市町村交通安全実施計画の作成基準

71

第1章 道路交通の安全に関する施策

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	1 県民一人ひとりの交通安全意識の高揚
項目	1 交通安全教育の推進	【実施機関】 県県民生活課、県次世代・女性活躍支援課 県警(交通企画課、運転免許センター) 教育庁(幼保推進課、保健体育課、特別支援教育課、生涯学習課)	
細目		事業内容	
		<p>県民が安全に安心して暮らせる交通事故のない社会をつくるには、一人ひとりが交通社会の一員としての責任を自覚することが最も大切であることから、関係機関・団体等が連携して、運転者はもとより県民すべてにそのライフステージに応じた交通安全教育の機会を確保し、家庭、地域、学校、職場等において交通安全意識の普及徹底を図る。特に、他の年代と比較して致死率が高く、交通事故死者数の過半数を占める高齢者に対しては、加齢に伴う身体機能や認知機能の低下に気付いてもらうための参加・体験・実践型の教育を推進する。</p>	
(1) 家庭における交通安全教育の推進 (県県民生活課) (県次世代・女性活躍支援課)		<p>ア 高齢者、若者及び子どもの交通事故防止を中心に、「家庭における交通安全の話し合い」の機会を持つことを推進する。</p> <p>イ 家族の外出時には、「注意」の一声をかける運動のほか、白、黄色等を用いた明るい服装の着用や反射材用品の活用を推進する。</p> <p>ウ 公益社団法人青少年育成秋田県民会議が推進している四つの運動(あきた家族ふれあいサンサンデー運動、声かけ運動、小さな奉仕運動、青少年環境浄化運動)の中で交通安全の呼びかけをする。</p>	
(2) 地域における交通安全教育の推進 (県県民生活課) (県次世代・女性活躍支援課)		<p>ア 関係機関・団体と連携しながら、各種会議、諸行事等において交通安全の呼びかけを推進する。</p> <p>イ 夏、冬、春の青少年健全育成運動の実施に当たっては、歩行中や自転車利用時の交通安全を呼びかけて注意喚起をするなど、子どもの交通事故防止に配慮した取組を推進する。</p>	
(3) 社会教育における交通安全教育の推進 (教育庁生涯学習課)		<p>ア 市町村教育委員会に対し、公民館等の社会教育施設で実施する青少年教室や高齢者教室等で、交通安全をテーマにした講座の開催を推奨する。</p> <p>イ 交通安全教育車を使った講座について「あきた県庁出前講座」を通じて紹介する。</p> <p>ウ 社会教育関係団体に対して、関係機関と連携した正しい交通ルールやマナーを身に付けさせるための地域活動の実践を奨励する。</p>	

<p>(4) 幼児・児童・生徒の交通安全教育の推進 (教育庁幼保推進課) (教育庁特別支援教育課) (教育庁保健体育課)</p>	<p>生涯にわたる交通安全教育の推進を図る観点から、「自他の生命の尊重」の理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重する良き社会人を育成するため、家庭や地域（関係機関・団体）と連携しながら、幼児・児童・生徒の心身の発達段階や地域の実情に応じ、交通安全教育を計画的、組織的に推進する。</p> <p>ア 幼稚園・保育所・認定こども園等 幼稚園・保育所・認定こども園等においては、日常生活の中から随時適切な場面を捉え、交通安全に関する基本的な習慣の確立や実践的な態度の育成に努める。特に、登降園時の歩行や通園バス利用についての安全及び降園後の事故防止については、家庭・地域と連携しながら重点的な指導を行う。</p> <p>イ 小学校 小学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力しながら、体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等について、心身の発達段階や地域の実情に応じて指導する。 また、小学生が自転車に乗車する際のヘルメットの着用を指導する。さらに、自転車で路側帯を通行する際の左側通行などの改正道路交通法の内容も踏まえ、小学生の自転車利用に関するルールの遵守やマナーに関する指導を徹底する。</p> <p>ウ 中学校 中学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力しながら、保健体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、応急手当等について重点的に指導する。 また、自転車で路側帯を通行する際の左側通行や、自転車による危険な交通違反を繰り返した者に対する自転車運転者講習制度などの改正道路交通法の内容も踏まえ、中学生の自転車利用に関するルールの遵守やマナーに関する指導を徹底する。</p> <p>エ 高等学校 高等学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力しながら、保健体育、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急処置等について更に理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、普通免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育として、自他の生命を尊重する態度の育成、交通事故には責任や補償問題が生じることを理解させ、加害事故を起こさない努力が必要であるという視点を重視した交通安全教育</p>
---	---

を行う。特に、二輪車、自動車の安全に関する指導については、具体的な事例を適宜取り上げ、生徒の実態や地域の実情に応じて、安全運転を推進する機関・団体等と連携しながら、安全運転に関する意識の高揚と実践力の向上を図るとともに、実践的な交通安全教育の充実を図る。

また、小・中学校との交流などにより、高校生の果たしうる役割を考えさせるとともに、交通安全活動への積極的な参加を促す。

さらに、自転車で路側帯を通行する際の左側通行や、自転車による危険な交通違反を繰り返した者に対する自転車運転者講習制度などの改正道路交通法の内容も踏まえ、高校生の自転車利用に関するルールの遵守やマナーに関する指導を徹底する。

オ 特別支援学校

特別支援学校においては、関係機関と連携しながら交通安全教室を計画的・組織的に実施する。また、通学を含めて学校生活全般の中で場面を捉え、繰り返し指導を行い、交通安全に関するルールやマナー等、実践的な態度や習慣を育成する。さらに、日常的に家庭と連携し、スクールバスや自転車等の安全利用について個別の指導を行い、交通事故の防止に努める。

カ その他

登下校時の通学路における危険箇所をあらかじめ調査し、安全な通学路を周知徹底させ、事故の未然防止に努める。また、交通安全指導を効果的に行うために教員を対象とした研修会等を開催し、教員の資質や指導力の向上を図る。

○研修会、講習会の開催

事業名	期日	内容
交通安全指導者研修会 (幼保・小・中・高等学校・特別支援学校の教員)	7月14日(金)	講義、研究協議等
平成29年度の高校生の交通安全講習会(各高等学校)	前期 4月～7月 後期 8月～10月	自転車の安全利用等に関する講話、実技研修、点検

(県警交通企画課)

ア 幼児に対しては、交通ルールや交通マナー等道路の安全な通行に必要な基本的な知識・技能を修得させるため、幼稚園、保育所及び保護者等と連携して紙芝居や視聴覚機材等を活用した交通安全教室等を実施するほか、自転車乗車時のヘルメット着用を促進する。

イ 小中学生に対しては、歩行者及び自転車の利用者として必要な知識・技能を習得させ、自己の安全のみならず他人の安全にも配慮できるようにするため、学校、PTA等と連携した自転車教室等を実施するほか、自転車乗車時のヘルメット着用の促進を図る。

<p>(5) 学校における交通安全教育の推進</p>	<p>特に、歩行中の幼児及び児童の死傷者数は、小学校入学直後の小学校1年生が最も多くなり、小学校2年生がこれに次ぐことから、こうした実態についてその保護者等への理解が浸透するよう周知に努める。</p> <p>ウ 高校生に対しては、二輪車の運転者及び自転車の利用者として必要な知識・技能を習得させるとともに、交通社会の一員としての責任をもった行動ができるよう、高校、P T A等と連携した自転車教室や二輪車の免許取得者を対象とした実技講習会等を実施する。</p> <p>ア 交通社会における健全な社会人を育成するため、市町村教育委員会などと連携し、幼児・児童・生徒の交通安全教育の充実を図る。</p> <p>イ 交通安全関係団体及びP T Aと連携を深め、活動の活性化を図る。</p> <p>ウ 交通安全教育資料の配布と交通安全教育教材の活用を図る。</p>				
<p>(6) 職場における交通安全教育の推進 (県県民生活課)</p>	<p>ア 関係機関・団体と連携を深め、各種会議・諸行事を利用して交通安全の呼びかけを行い、自転車の安全利用の推進、後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、飲酒運転の根絶など、交通安全意識の高揚を図るとともに、高齢者の被害実態を周知し、社会全体で高齢者を守る気運を醸成する。</p> <p>イ 広報用チラシや広報紙、職場放送、インターネット等の広報媒体を活用した広報や交通安全教材の貸出などで、交通安全意識の高揚を図る。</p> <p>○交通安全指導教材・資料等の整備</p> <table border="1" data-bbox="571 1294 1426 1438"> <thead> <tr> <th data-bbox="571 1294 1002 1350">教 材 ・ 資 料</th> <th data-bbox="1002 1294 1426 1350">活 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="571 1350 1002 1438">交通安全DVD</td> <td data-bbox="1002 1350 1426 1438">各校及び関係機関・団体の交通安全講習会等への貸出</td> </tr> </tbody> </table>	教 材 ・ 資 料	活 用	交通安全DVD	各校及び関係機関・団体の交通安全講習会等への貸出
教 材 ・ 資 料	活 用				
交通安全DVD	各校及び関係機関・団体の交通安全講習会等への貸出				
<p>(7) 高齢者の交通安全教育の推進 (県県民生活課) (県警交通企画課) (県警運転免許センター)</p>	<p>ア 高齢者自らが交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣づけるよう、参加・体験・実践型の高齢者交通安全教室（高齢者安全・安心講習「ふれあい塾」）やリーダー研修会等を開催し、加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響について理解を深めるとともに、身体機能を維持するストレッチや体操、筋力向上運動の重要性について啓発し、高齢者の交通事故防止を図る。</p> <p>イ 高齢者の交通安全意識の高揚を図るため、あらゆる機会を捉えて高齢者に交通安全をアピールするため、高齢者の交通事故防止に特化したチラシ等を作成配布するほか、高齢者の心に直接交通安全を訴えることを目的に「高齢者の交通安全に関する『あきた弁川柳』作品コンクール」を実施する。</p> <p>ウ 高齢者安全・安心アドバイザー等の高齢者宅の訪問による個別指</p>				

<p>(8) 若年運転者の交通安全教育の推進</p> <p>(県民生活課)</p> <p>(県警交通企画課)</p> <p>(県警運転免許センター)</p>	<p>導を行うほか、民生児童委員等の福祉関係者をはじめ、町内会など地域の機関・団体等と連携を密にし、高齢者宅を訪問しての反射材貼付活動を積極的に行うなど、交通安全意識の高揚を図る。</p> <p>エ 運転免許センター内に設置されている「シニア交通安全ステーション」において、高齢者の交通事故発生状況の情報発信や反射材効果体験、交通事故防止啓発ビデオの上映等の広報啓発活動を実施し、高齢運転者の交通事故防止を図る。</p> <p>オ 高齢者間の相互啓発による安全意識の高揚を図るため、高齢者自身による交通安全に係るボランティア活動の促進や、老人クラブ、老人ホーム等に交通安全部会や交通指導員の設置の働きかけを行うほか、落語など、高齢者の娯楽を通じた交通安全教育を行う。</p> <p>カ 夕暮れ時と夜間における高齢者の交通事故防止を図るため、関係機関・団体と連携し、高齢者の所持品に反射材を貼付してあげるなど、反射材用品の着用を促進するための活動を推進する。</p> <p>キ 高齢者講習を実施している自動車教習所に、高齢運転者が関連する死亡事故や重大事故に関する資料を提供し、受講者に対する個別指導の充実を図る。</p> <p>ク 交通安全教育車（まもるくんとあいちゃん号）や高齢者交通安全教育用機材等を活用した出前方式による運転適性検査等を実施し、高齢運転者に対する個別指導の充実を図る。</p> <p>ケ 70歳以上の運転者に対しては、高齢運転者標識を表示して運転することの重要性をあらゆる機会を通じて教示し、安全運転意識の高揚を図る。</p> <p>ア 関係機関・団体と連携し、地域・職域ごとの講習会や研修会を開催して、交通安全意識の高揚を図る。</p> <p>イ 交通関係機関・団体に所属する若年運転者を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。</p> <p>ウ 公民館等の社会教育施設における交通安全のための諸活動など、若年運転者が自主的に参加できる交通安全活動を展開する。</p> <p>エ 正しい交通ルールと、すべての道路利用者を思いやる交通マナーを実践できる若年運転者を育成するため、指導者を養成する。</p> <p>オ 二輪車安全運転競技会、若年運転者安全運転競技会等を開催し、安全運転の技能と知識の向上を図る。</p> <p>カ 違反者講習や処分者講習、初心運転者講習等において、若年運転者の受講者に対して、運転者としての社会的責任、安全運転に必要な知識・技能、事故の悲惨さ等について、死亡・重大事事故例による個別指導を実施して、交通安全意識の高揚を図る。</p> <p>キ 交通安全教育車（まもるくんとあいちゃん号）を活用した運転適性検査等による若年運転者に対する個別指導を実施し、交通安全意識の高揚を図る。</p>
--	--

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	1 県民一人ひとりの交通安全意識の高揚
項目	2 交通安全に関する普及啓発活動の推進	【実施機関】 県警交通企画課	
細目	事業内容		
(1) 「交通安全オールウェイズ秋田」の推進	<p>ア 目的 人命尊重の理念の下、県民一人ひとりに人優先の交通安全思想の普及及び浸透を図り、子どもから高齢者まで全ての県民が、常に交通安全を意識し、交通事故の総量を抑制することにより、交通事故のない安全で安心して暮らせる秋田県の実現を目指すことを目的とする。</p> <p>イ スローガン 「交通安全 みんなで いつでも いつまでも」</p> <p>ウ 総合対策の基本及び重点</p> <p>(ア) 基本</p> <p>a 高齢者の交通事故防止対策</p> <p>b 自転車の交通事故防止対策</p> <p>c 通学路における交通事故防止対策</p> <p>(イ) 重点</p> <p>a 高齢者対策の推進</p> <p>b 交通安全意識の確立</p> <p>c 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進</p> <p>d 自転車安全利用対策の推進</p> <p>e 通学路における交通事故防止対策の推進</p> <p>f 被害軽減対策の推進</p> <p>g 夕暮れ時から夜間における交通事故防止対策の推進</p>		
(2) 「手で合図し合う運動」の推進	<p>ア 交通安全教育の推進</p> <p>(ア) 車両の運転者に対する指導 横断歩道は歩行者が優先であり、横断歩道に接近する場合には、横断しようとする歩行者がいなかったことが明らかな場合を除き、その横断歩道の直前で停止できるような速度で進行することを指導する。 また、歩行者が横断歩道を横断中や横断しようとしている場合は、車両は一時停止し、かつ、通行を妨げてはならないことを指導するとともに、歩行者に対して手で合図するなど、人に優しい思いやりのある運転を心がけるよう徹底する。</p> <p>(イ) 歩行者に対する指導 横断歩道が近くにある所では横断歩道を横断すること、また横断しようとする際には、通行車両に対して横断の意思を手を挙げて合図し、左右の安全と車両の停止を確認してから横断すること</p>		

<p>(3) 飲酒運転を許さない社会環境づくり</p>	<p>について分かりやすく指導する。</p> <p>イ 広報啓発活動の推進</p> <p>「手で合図し合う」という思いやりの意識を浸透させるため、各種広報媒体を活用した広報活動を推進するほか、各種会合等あらゆる機会を活用して、手で合図し合うことによる安全確認と横断歩道は歩行者優先であることを呼びかけ、運動の周知徹底を図る。</p> <p>飲酒運転の根絶を図るため、市町村をはじめとする関係機関・団体と連携し、飲酒運転を許さない社会環境の構築に努める。特に、様々な広報媒体を活用して、飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知することにより、飲酒運転の抑止を図る。</p> <p>また、飲酒体験ゴーグルを活用してのテストコースの走行や運転シミュレータの操作の体験等、酒に酔った状態を疑似体験させることなどにより、飲酒が与える影響について効果的な交通安全教育を推進する。</p> <p>さらに、全日本交通安全協会等による「ハンドルキーパー運動」の普及促進などに協力し、地域や職域ごとに飲酒運転根絶に向けた気運の醸成を図る。</p>
<p>(4) 自転車利用者に対する ルールの周知と安全教育の推進</p>	<p>良好な自転車交通秩序の実現を図るため、自転車利用者に対するルールの周知及び安全教育を推進するほか、自転車の安全利用を促進するための施策を推進する。</p> <p>ア 全ての自転車利用者に対するルールの周知</p> <p>(ア) 市町村や学校、自転車関係事業者等と連携して、「交通の方法に関する教則」や「自転車安全利用五則」の活用などによる集中的かつ効果的な広報啓発活動を実施し、全ての自転車利用者に対して自転車の通行ルール等の周知を図る。</p> <p>特に、自転車の運転による交通の危険を防止するため、自転車運転者講習制度を周知し、自転車利用者のルールに対する遵守意識を醸成する。</p> <p>(イ) 自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、地域交通安全活動推進委員や市町村の交通指導員、地域住民等と協働して街頭における指導啓発活動を推進する。</p> <p>また、自転車事故の実態やヘルメットの被害軽減効果についての広報啓発活動を推進し、保護者に対し、幼児や児童が自転車に乗車する際のヘルメットの着用の徹底を図るほか、高齢者や中学生、高校生等の自転車利用者に対しても、ヘルメットの着用を促進する。</p> <p>さらに、幼児を自転車の幼児用座席に乗車させる際のシートベルトの着用を促進するとともに、幼児二人同乗用自転車の安全利用に係る広報啓発活動を推進する。</p> <p>イ 自転車安全教育の推進</p>

<p>(5) 全ての座席におけるシートベルト着用の徹底</p> <p>(6) チャイルドシートの正しい使用の徹底</p> <p>(7) 反射材用品等の普及促進</p>	<p>学校、教育委員会等との連携を強化して、児童・生徒に対する自転車安全教育を推進するとともに、スタントマンによる事故の再現や自転車シミュレータの活用等による参加・体験・実践型の自転車教室を開催するなど、教育内容の充実を図る。</p> <p>ウ 自転車の安全性の確保</p> <p>薄暮時から夜間における交通事故の防止を図るため、灯火の点灯の徹底と反射材用品の取付けの促進により、自転車の被視認性の向上を図る。</p> <p>また、自転車の利用者が加害者となる重大事故が発生していることなどにかんがみ、関係団体と連携して県内各地の学校等で自転車の安全点検促進活動や安全利用講習を行うなど、自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成するとともに、被害者の救済を図るため、具体的な事故事例を示すことなどにより、損害賠償責任保険等の加入の必要性について、自転車利用者の理解を促進する。</p> <p>全ての座席におけるシートベルト着用の徹底を図るため、市町村、関係機関・団体等と連携し、交通指導取締りや各種講習等のあらゆる機会及び各種広報媒体を活用して広報啓発を図るとともに、衝突実験映像やシートベルトコンビンサーの活用などにより、着用による被害軽減効果を実感できる交通安全教育を推進する。</p> <p>特に、貸切りバス等の乗客のシートベルト着用の徹底を図るため、旅客運送事業者等とも連携して、着用による被害軽減効果を具体的に訴求した広報啓発活動を強化する。</p> <p>チャイルドシートの正しい使用方法及び使用効果について、幼稚園、保育所、認定こども園、病院、自動車やチャイルドシートの販売店等と連携して、保護者に対する取付け講習会や指導員育成のための研修会等を開催し、正しい取付け方等適正な使用方法についての周知及び指導の徹底を図る。特に、比較的年齢の高い幼児の保護者に対し、その取組を強化する。</p> <p>6歳以上であっても、体格等の事情により、シートベルトを適切に着用させることができない子どもについては、チャイルドシートを使用することの必要性を啓発する。</p> <p>また、市町村、民間団体等が実施している各種支援制度の活用を通じて、チャイルドシートを使用しやすい環境づくりを推進する。</p> <p>暮時から夜間における歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が高い反射材用品等の普及を図るため、高齢者を中心に、全ての年齢層を対象に、各種広報媒体を活用した広報啓発活動を推進する。</p> <p>また、反射材用品等の視認効果、使用方法等について理解を深めるとともに、自発的な着用を促進するため、参加・体験・実践型の交通</p>
---	---

<p>(8) 効果的な広報啓発活動等の推進による交通マナーの向上</p>	<p>安全教育を実施する。</p> <p>県民一人ひとりが交通安全を自らの問題として捉え、日常生活の中で交通マナーの向上が図られるよう、市町村を始めとする関係機関・団体等と連携して、「交通事故死ゼロを目指す日」等の各種交通安全キャンペーン等を展開するほか、対象に応じたチラシ、パンフレット等の配布や、交通安全ファミリー作文コンクール等の県民の参加を得て行う広報啓発活動等を推進する。</p>
--------------------------------------	---

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	1 県民一人ひとりの交通安全意識の高揚
項目	3 交通安全運動の推進	【実施機関】 県県民生活課、県水田総合利用課 県警交通企画課 東日本高速道路株式会社	
細目	事業内容		
(1) 交通安全運動のスローガンと重点推進事項 (県県民生活課)	<p>県民一人ひとりに正しい交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、高齢者を社会全体で守ることを目的に、県民総参加の交通安全運動を展開し、交通安全意識の高揚を図る。</p> <p>ア スローガン 「急がずに マナーとゆとりで 交通安全」</p> <p>イ 運動の基本 子どもと高齢者の交通事故防止</p> <p>ウ 運動の重点</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 自転車の安全利用の推進（特に、自転車安全利用五則の周知徹底） ◇ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底 ◇ 飲酒運転の根絶 ◇ その他時季に応じた重点を設定 		
(2) 年間運動の推進 (県県民生活課) (県警交通企画課)	<p>ア 自転車の安全利用推進運動 自転車利用者の交通安全意識の高揚を図り、車両としての交通ルールの遵守と交通マナーの向上を促進することにより、自転車乗車中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為の防止を徹底する。</p> <p>(ア) 強調期間等</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 強調期間 4月1日（土）から5月31日（水）まで ◇ 自転車利用マナーアップの日 毎月15日 <p>(イ) 運動の重点</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 自転車利用時の交通ルールとマナーの周知 ◇ 自転車の点検整備の促進 ◇ 自転車事故損害賠償責任保険等の加入促進 <p>(ウ) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 「自転車安全利用五則」の活用による交通ルールの遵守と交通マナーの向上の促進 ◎ 自転車事故による高額な損害賠償に備え、自転車損害賠償保険等の加入の促進 		

<p>(県県民生活課)</p>	<p>イ シートベルト・チャイルドシート着用と使用の推進運動 シートベルトとチャイルドシートは、交通事故から命を守り、負傷の被害を軽減することから、自動車利用者のシートベルト着用及びチャイルドシート使用の徹底を推進する。</p> <p>(ア) 強調期間 7月1日(土)から同月31日(月)まで</p> <p>(イ) 運動の重点</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ シートベルトの着用とチャイルドシートの使用の必要性及び着用(使用)効果の理解促進 ◇ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底 ◇ 乳児や幼児別の体格にあったチャイルドシートの使用と座席への正しい取付け方法の周知及び取付けの徹底 <p>(ウ) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 各種交通安全イベント等の開催や交通指導隊等の活動を通じた「声かけ運動」の実施及び関係機関・団体等へのこれらの周知徹底 ◎ ラジオ、リーフレット、広報紙、インターネット等による啓発
<p>(県県民生活課)</p>	<p>ウ 秋田県飲酒運転追放県民運動 飲酒運転の根絶を図るため、県民一人ひとりの自覚を促し、「飲酒運転はしない、させない運動」を推進する。</p> <p>(ア) 強調期間 8月1日(火)から同月31日(木)まで 12月1日(金)から同月31日(日)まで</p> <p>(イ) 運動の重点</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 飲酒運転の根絶に向けた環境づくりの促進 ◇ 飲酒店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進 ◇ 飲酒運転をさせない運転者教育の推進 <p>(ウ) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 飲酒運転追放等競争の実施 全市町村を対象に実施し、優良市町村を表彰する。 ◎ 啓発活動の推進 報道機関、広報紙、インターネット等を活用した広報活動の推進 <p>エ 高齢者交通事故防止県民運動 県民一人ひとりの高齢者の行動特性への理解を促進し、高齢者保護意識の醸成を図るとともに、高齢者自らも交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣づけるなど、県民を挙げて高齢者の交通事故防止を図る。</p> <p>(ア) 運動の期間(通年)</p>

<p>(3) 季別の交通安全運動の推進 (県県民生活課) (県警交通企画課)</p>	<p>4月1日(土)から3月31日(土)まで</p> <p>(イ) 運動の重点</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 高齢者の交通安全に関する県民の意識啓発 ◇ 高齢者に対する交通安全教育の推進 ◇ 高齢歩行者や自転車利用者の交通事故防止 <p>(ウ) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 外出時における白や黄色など明るい服装と反射材用品の着用の促進 ◎ ラジオ、リーフレット、広報紙、インターネット等による啓発 <p>オ 4時からライト&ピカッと反射材運動</p> <p>夕暮れ時における自動車、自転車の早めのライト点灯及び歩行者、自転車利用者の反射材用品の利用を促進し、夕暮れ時と夜間の交通事故防止を徹底する。</p> <p>(ア) 運動の期間</p> <p>10月1日(日)から11月30日(木)まで</p> <p>(イ) 運動の重点</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 「午後4時」を目安としたライト点灯の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車及び自転車等の午後4時を目安とするライト点灯の励行 ・ 前車や対向車がない場合のライトの上向き走行の励行 ・ 夕暮れ時や夜間における街頭での交通安全指導、保護・誘導活動の推進 ◇ 薄暮時間帯、夜間外出時の反射材用品等の利用の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行者及び自転車利用者の反射材用品等の利用と明るい服装の着用の促進 ・ 反射材等の着用効果と必要性に関する理解の促進 <p>広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進し、交通事故防止の徹底を図る。</p> <p>ア 春の全国交通安全運動</p> <p>(ア) 運動の期間等</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 運動の期間 4月6日(木)から同月15日(土)まで ◇ 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(月) <p>(イ) 運動の基本</p> <p>子供と高齢者の交通事故防止～事故にあわない、おこさない～</p> <p>(ウ) 運動の重点</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 自転車の安全利用の促進(特に、自転車安全利用五則の周知徹底)
--	---

<p>(県民生活課) (県警交通企画課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底 ◇ 飲酒運転の根絶 ◇ 横断歩行者の交通事故防止（特に、横断歩道における歩行者優先の徹底） <p>(エ) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 秋田県中央集会の開催（4月6日） ◎ ラジオ、リーフレット、広報紙、インターネット等による啓発 <p>イ 夏の交通安全運動</p> <p>(ア) 運動の期間</p> <p>8月1日（火）から同月10日（木）まで</p> <p>(イ) 運動の基本</p> <p>子どもと高齢者の交通事故防止～事故にあわない、おこさない～</p> <p>(ウ) 運動の重点</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 飲酒運転の根絶 ◇ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底 ◇ 若年運転者の交通事故防止 ◇ 横断歩行者の交通事故防止（特に、横断歩道における歩行者優先の徹底） <p>(エ) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ ハンドルキーパー運動の推進 ◎ ラジオ、リーフレット、広報紙、インターネット等による啓発
<p>(県民生活課) (県警交通企画課)</p>	<p>ウ 秋の全国交通安全運動</p> <p>(ア) 運動の期間等</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 運動の期間 9月21日（木）から同月30日（土）まで ◇ 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日（土） <p>(イ) 運動の重点（全国重点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止 ◇ 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止 ◇ 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底 ◇ 飲酒運転の根絶 <p>(ウ) 運動の重点（地域重点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 横断歩行者の交通事故防止（特に横断歩道における歩行者優先の徹底）

<p>(県民生活課) (県警交通企画課)</p>	<p>(エ) 主な内容 ◎ 秋田県中央集会（9月21日）等の開催 ◎ ラジオ、リーフレット、広報紙、インターネット等による啓発</p> <p>エ 年末の交通安全運動</p> <p>(ア) 運動の期間 12月11日（月）から同月20日（水）まで</p> <p>(イ) 運動の基本 子どもと高齢者の交通事故防止～事故にあわない、おこさない～</p> <p>(ウ) 運動の重点 ◇ 冬道の安全運転の励行 ◇ 飲酒運転の根絶 ◇ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい着使用の徹底</p> <p>(エ) 主な内容 ◎ 通学路等における幼児・児童の安全確保 ◎ ラジオ、リーフレット、市町村広報誌、ミニ広報紙、インターネット等による啓発</p>
<p>(4) 交通死亡事故抑止の推進 (県民生活課) (県警交通企画課)</p>	<p>県民一人ひとりの交通安全に対する意識を高め、交通死亡事故の抑止を図る。</p> <p>ア 交通死亡事故多発非常事態宣言 県警本部長による「全県交通死亡事故多発警報」（10日以内に交通死亡事故が7件以上発生した場合）又は「高齢者警報」（10日以内に高齢者の交通死亡事故が4件以上発生した場合）の発令後、発生件数が一定の基準に達したときは、非常事態宣言を発令する。</p> <p>○ 全県非常事態宣言 「全県交通死亡事故多発警報」の発令日から 3日以内に3件以上 5日以内に4件以上 7日以内に5件以上 の交通死亡事故が発生したとき</p> <p>○ 高齢者非常事態宣言 「高齢者交通死亡事故多発警報」の発令日から 3日以内に2件以上 5日以内に3件以上 7日以内に4件以上 の高齢者の交通死亡事故が発生したとき</p> <p>(ア) 発令者 秋田県交通安全対策協議会長（知事）</p>

<p>(5) 「交通安全の日」等における活動の推進 (県県民生活課)</p>	<p>(イ) 発令期間 7日間</p> <p>(ウ) 推進事項 関係機関・団体との連携の下、テレビやラジオ、新聞、インターネット等の広報媒体や広報車を活用した広報啓発を行うほか、街頭指導等を行う。</p> <p>イ 交通死亡事故多発注意報の発令 交通死亡事故が一定期間内に多発し、県民の日常生活や交通安全に不安を生じさせるおそれがある場合には「交通死亡事故多発注意報」等を発令して県民の交通安全意識を喚起する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通死亡事故多発注意報 県内において10日以内に5件以上交通死亡事故が発生した時 ○ 高齢者交通死亡事故多発注意報 県内において10日以内に3件以上交通死亡事故が発生した時 <p>(ア) 発令者 秋田県生活環境部長</p> <p>(イ) 発令期間 5日間</p> <p>(ウ) 推進事項 関係機関・団体との連携の下、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の広報媒体や広報車を活用した広報啓発を行うほか、高齢者宅訪問などを行う。</p> <p>ウ 市町村表彰 交通死亡事故抑止を一定期間継続している市町村を知事が表彰する。</p> <p>エ 交通死亡事故の抑止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 高齢者対策を最重点とする総合的な交通事故防止対策の推進 (イ) 規範意識の確立のための交通安全教育の推進 (ウ) 常習飲酒運転等悪質で危険性及び迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りの推進 (エ) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底 (オ) 自転車安全利用対策の推進 (カ) 交通安全施設等の整備拡充による安全・安心な道路交通環境の整備 <p>毎月1日は「県民交通安全の日」、毎月15日は「自転車利用マナーアップの日」であることを広く県民に広報啓発を行うとともに、交通指導隊連合会、交通安全母の会等関係機関・団体に対し安全運転、正しい歩行の街頭指導を要請する。</p>
--	---

<p>(6) 交通安全広報啓発活動の推進 (県民生活課)</p>	<p>ア 常時啓発 ラジオ、リーフレット、広報紙、インターネット、マスメディア等、あらゆる広報媒体を活用して広報啓発を行う。</p> <p>イ 臨時啓発 交通死亡事故多発時は、適宜、ラジオ、新聞、インターネット等による広報啓発を行う。</p> <p>ウ 交通死亡事故多発非常事態宣言 関係機関・団体との連携のもと、マスメディアによる広報啓発のほか、広報車等による巡回広報、街頭指導等を行い、県民総ぐるみで交通死亡事故抑止運動を推進する。</p>
<p>(7) 農作業安全対策の推進 (県水田総合利用課)</p>	<p>農作業の安全を確保するとともに、道路交通の安全を推進するため、普及啓発資料の配布等による広報活動により、意識の高揚を図る。</p> <p>ア 農作業安全啓発資料等の配布（ポスター、パンフレット等）</p> <p>イ 農作業安全運動期間 春～4月20日（木）から5月31日（水）まで 秋～9月10日（日）から10月20日（金）まで</p>
<p>(8) 東日本高速道路株式会社が行う交通安全運動等 (東日本高速道路(株)秋田・十和田・横手管理事務所)</p>	<p>【交通安全キャンペーンの実施】</p> <p>ア 春夏秋の交通安全運動期間及び雨や霧、雪道等の時期、事象に対応したキャンペーンを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実施場所 インターチェンジ、サービスエリア ○ 内容 <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット等の配布により、シートベルト・チャイルドシートの着用及び使用の徹底等、安全運転と交通事故防止をドライバーに直接呼びかける。 ・交通事故写真の掲示 ・簡易なタイヤチェック、車両点検の実施 <p>イ 横断幕、けん垂幕等を活用し、安全運転と事故防止の広報を実施する。</p>

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	1 県民一人ひとりの交通安全意識の高揚
項目	4 交通安全組織の育成と活動の強化	【実施機関】 県県民生活課、県警交通企画課	
細目	事業内容		
	<p>地域における交通安全運動の効果を上げるため、交通指導隊、交通安全母の会、交通安全推進員等の各種交通安全組織の育成強化を図るとともに、季別及び通年運動を通じてこれらの自主活動の活発化を図るものとする。</p>		
(1) 交通安全対策協議会等の活動の促進 (県県民生活課)	<p>関係機関・団体と緊密に連携しながら、総合的・効果的な交通安全対策を推進するため、交通安全対策協議会等の組織体制を充実するとともに、官民一体となった交通安全活動を展開する。</p>		
(2) 高齢者の交通安全組織の充実と活動の促進 (県県民生活課) (県警交通企画課)	<p>ア 市町村に対し、老人クラブ、町内会、ゲートボールクラブ等の団体の活動の場を活用した交通安全教室等の開催についての協力を要請し、交通安全活動の促進を図る。</p> <p>イ 老人クラブ等の団体が主催する会議、研修会等の場を活用し、交通事故防止を呼びかける。</p>		
(3) 交通指導隊活動の充実強化 (県県民生活課)	<p>ア 交通安全指導の活発化</p> <p>(ア) 街頭での歩行者及び自転車利用者、特に子どもと高齢者に対する交通安全指導や保護誘導活動を実施する。</p> <p>(イ) 高齢者を中心に夜間外出時の明るい服装と反射材用品の着用を促進する。</p> <p>(ウ) 子どもや高齢者及びその家族が集う機会に、「交通安全教室」等を短時間でも実施するなど、地域における交通安全リーダーとしての住民の交通安全教育の場を設けて、交通安全意識の高揚に努める。</p> <p>(エ) 各種会合や街頭指導時において、後部座席を含む全席シートベルトの着用とチャイルドシートの必要性及びその効果、正しい使用方法を周知し、県民の理解を促進する。</p> <p>(オ) 関係機関・団体と連携し、飲酒運転の根絶に向けた諸活動を推進する。</p> <p>イ 組織・規律の充実強化</p> <p>(ア) 隊員の態度や服装、模範的行動の実践等規律の保持に努める。</p> <p>(イ) 隊員の資質向上を図るため、各種研修会の充実を図る。</p> <p>(ウ) 隊員の士気高揚を図るため、交通指導隊大会を開催する。</p> <p>(エ) 隊員の欠員補充に努め、組織の充実強化を図る。</p> <p>(オ) 女性隊員の充実を図り、きめ細かな交通安全教育を実施する。</p>		

<p>(4) 「交通安全母の会」の活動の充実 (県県民生活課)</p>	<p>「交通安全は、家庭から」を合い言葉に、母親の立場からの交通事故防止活動の充実を図る。</p> <p>ア 家族一人ひとりが真剣に交通安全について考えるようにするため、家庭において交通安全の話し合いを進める。</p> <p>イ 子どもとお年寄りが外出するときは、「車に気をつけてね」の一声をかける。</p> <p>ウ 飲酒運転を追放するため、家庭、職場、地域において飲酒運転の危険性や事故の重大性について話し合ったり、飲酒した翌日の体調を確認するなど、「飲酒運転は絶対しない、させない」を推進する。</p> <p>エ 県内すべての市町村が、高齢者世帯訪問を実施し、交通安全を呼びかけるとともに、反射材用品の有効性を説明して、日頃使用しているバッグなどに反射マスコットを取り付ける運動を進める。</p>
<p>(5) 交通安全協会活動の活発化 (県警交通企画課)</p>	<p>地域に根ざしたきめ細かい交通安全運動を推進し、交通安全思想の普及を図るため、各地区協会活動の活発化を図る。</p>
<p>(6) 安全運転管理者協会活動の活発化 (県警交通企画課)</p>	<p>ア 若年運転者組織の育成等により、協力の組織体制を確立するとともに、安全運転管理者の指導と管理能力の向上を図る。</p> <p>イ 無事故運転競争やシートベルト・チャイルドシート着用キャンペーンを実施するなど、事業所ぐるみの交通事故防止活動を推進する。</p>
<p>(7) 事業主交通安全推進協会活動の活発化 (県警交通企画課)</p>	<p>ア 安全運転管理者協会に対する協力と支援の体制確立を図る。</p> <p>イ 若年運転者、女性運転者等に対する講習会、研修会を開催するなど、事業所における交通安全教育を推進する。</p>
<p>(8) 地域交通安全活動推進委員その他民間ボランティア等の活動強化 (県警交通企画課)</p>	<p>ア 地域交通安全活動推進委員に対し、地域の交通関係ボランティア活動のリーダー役として、交通安全教育をはじめ、高齢者、障害者等の保護活動、駐車対策、自転車の通行方法、事故防止活動等を適正かつ効果的に行えるように、適切な指導を行う。</p> <p>イ 地域交通安全活動推進委員協議会に対し、委員の活動に関して必要な情報を提供するなど、その活動を支援する。</p> <p>ウ 自転車利用者に対する指導啓発、通学通園路における児童及び園児の保護誘導、高齢者のいる家庭に対する訪問指導、幼児や両親に対する交通安全教育等の活動に従事している民間の交通指導員に対し、その活動が効果的に実施されるように、関係機関・団体等と連携して指導・支援を行う。</p>

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	2 安全運転の確保
項目	1 運転者教育の充実強化	【実施機関】 県警交通企画課 県警運転免許センター	
細目	事業内容		
(1) 実践的かつ効果的な運転者教育の推進 (県警交通企画課) (県警運転免許センター)	<p>ア 交通安全対策を実践的かつ効果的なものとするため、専門的な指導員による自動車や各種機器等を用いた、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。</p> <p>イ 交通安全教育を充実強化するため、人間の成長過程に合わせた段階的かつ体系的な交通安全教育の確立と交通安全指導者の指導育成を図る。</p> <p>ウ シートベルトコンビンサー等を活用した体験型講習を推進し、シートベルト着用のキャンペーンを展開する。また、チャイルドシート使用のキャンペーンも実施する。</p> <p>エ 積雪時や凍結時の道路を想定した安全な制動、ハンドル操作等を習得するため、体験型交通安全講習会を開催する。</p> <p>オ 指定自動車教習所に対する指導監督を強化するとともに、教習指導員等の資質を向上するなど、運転者教育の充実を図る。</p> <p>カ 技能試験終了時に「ワンポイント・アドバイス」による安全指導を実施する。</p> <p>キ 若年新規免許取得者に対し、若年運転者が関係する死亡、重大事故事例を使用した講習を実施し、交通安全意識の高揚を図る。</p> <p>ク 教習指導員の知識の習得と技能の向上に努めるほか、新規免許取得者及び上位免許取得者に対し交通事故の具体的事例を引用した安全運転のポイントを指導するなど、講習の充実を図る。</p> <p>ケ 運転免許コースの一般開放により、新規免許取得希望者、ペーパードライバー、高齢運転者等に安全な練習場所を提供し、運転技能の向上を図る。</p> <p>コ 聴覚障害者が安全に運転できるよう、関係団体と連携し、講習等の充実を行うほか、周囲の運転者が配慮すべき事項を一般運転者の講習に含めるなど、聴覚障害者に配慮した安全教育を進める。</p>		
(2) 自動二輪車等運転者への安全教育の徹底 (県警運転免許センター)	<p>指定自動車教習所における自動二輪車に係る教習の充実及び技能検定制度の適切な運用を図るとともに、原付安全運転講習等への支援の充実及び二輪運転者の交通安全意識の高揚を図る。</p>		

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	2 安全運転の確保
項目	2 運転者に対する効果的な対策の推進	【実施機関】 県警運転免許センター	
細目	事業内容		
(1) 各種講習の充実	<p>優良運転者、一般運転者、違反運転者、初回更新者の区分に応じた講習内容の充実を図り、安全運転のための更新時講習を実施する。</p> <p>また、自動車教習所指導員等の資質の向上と運転免許取得時講習の充実を図る。</p>		
(2) 臨時認知機能検査及び臨時高齢者講習の導入等を含む高齢運転者対策の充実	<p>ア 高齢者に対する教育の充実</p> <p>75歳以上の運転者に対する認知機能検査の適切な運用の徹底を図るとともに、同検査に係る問い合わせ、相談等への対応に当たっては、高齢運転者及びその家族の心情に配慮した対応に努める。</p> <p>高齢者講習については、認知機能検査等の実施状況を踏まえ、講習内容の見直しを行い、効果的な講習を実施するとともに、認知機能検査等の結果に基づくきめ細かな教育を行う。</p> <p>イ 臨時適性検査等の確実な実施</p> <p>認知機能検査の結果、記憶力や判断力が低くなっていると認められ、かつ、特定の違反がある場合には、臨時適性検査を実施する。</p> <p>また、交通事故捜査、運転適性相談、自動車教習所からの特異者通報等により、認知症の疑いがある運転者の把握に努め、的確に臨時適性検査等を行うとともに、認知症であることが判明した者については運転免許の取消し等の行政処分を行う。</p> <p>ウ 運転経歴証明書の充実</p> <p>運転免許証の自主返納を促進するため、運転経歴証明書の身分証明書としての機能を充実する。</p> <p>エ 高齢運転者標識の表示の促進</p> <p>平成23年2月にデザインが変更された高齢運転者標識の活用を促進する。また、多くの年齢層に高齢運転者の特性を理解させ、高齢運転者標識を表示した自動車への幅寄せ等を行わないような運転者教育を行う。</p> <p>オ 高齢者からの相談等に対する適切な対応</p> <p>高齢者やその家族からの運転適性相談を始めとした各種相談や高齢運転者教育等を実施する際に、高齢者の特性や心情に配慮した適切な対応を行う。</p> <p>カ 臨時認知機能検査及び臨時高齢者講習の導入等</p> <p>臨時認知機能検査及び臨時高齢者講習の導入等を内容とする改正道路交通法が平成29年3月に施行されたことから、大幅な増加が見込まれる臨時適性検査や診断書提出命令を適切に実施するための医療機関との連携強化、高齢者講習等を的確に実施するための</p>		

<p>(3) 危険運転者の排除</p>	<p>体制の整備、受講者の受入体制の拡充等について計画的に準備する。</p> <p>危険運転者を道路交通の場から早期に排除するため、仮停止を始めとする行政処分を迅速に実施するとともに、違反登録に要する期間の短縮や長期未執行者の解消を図る。併せて、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれのある病気等が疑われる者等に対する臨時適性検査等を迅速に実施する。</p> <p>また、違反行為をした危険運転者を実施する初心運転者講習、違反者講習、停止処分者講習及び取消処分者講習について、講習指導員を計画的に養成し、資質の向上を図るとともに、講習施設等の資機材を整備し、指導の充実を図る。特に、取消処分者講習については、受講対象の拡大（準取消処分者等）に適切に対応するとともに、指定講習機関制度の適正な運用により講習水準の維持向上に努める。</p>
<p>(4) 適正な運転免許行政の推進</p>	<p>運転免許証更新申請者など来場者の利便に配慮した対応及び施設の整備に努める。</p> <p>また、準中型免許の新設等を内容とする改正道路交通法が平成29年3月に施行されたことから、広報啓発活動の推進、技能試験の実施体制の整備、教習所に対する指導等について計画的に準備する。</p>
<p>(5) きめ細かな運転者施策の推進</p>	<p>ア 運転適性検査等の効果的な活用</p> <p>筆記による運転適性検査や運転適正検査器材を活用し、その結果に基づいた安全運転指導により、安全運転意識を醸成する。</p> <p>イ 障害者等に対する運転適性相談の充実</p> <p>障害者及び一定の症状を呈する病気等にかかっている者等に対する運転適性相談を充実するほか、免許の申請時と更新時等における質問票等の正しい申告の徹底を周知する。その際、虚偽記載した質問票の提出に対する罰則が設けられていること、一定の症状を呈する病気に該当すること等を理由として取り消された者は3年以内であれば再取得に当たって運転免許試験が一部免除されること及び再取得した場合には当該取り消された運転免許がみなし継続されることを周知することにより、正しい病状申告を促進する。</p> <p>ウ 医師との連携</p> <p>一定の症状を呈する病気等に該当する疑いのある者の主治医がその旨を届出しやすい環境づくりや、臨時適性検査を円滑に運用するための医師団体との連携を進める。</p>

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	2 安全運転の確保
項目	3 自動車運送事業者に対する安全対策の充実	【実施機関】 東北運輸局	
細目	事業内容		
(1) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	<p>平成21年からの10年間で「事業用自動車の死者数・人身事故件数を半減」、「飲酒運転ゼロ」を目標とした「事業用自動車総合安全プラン2009」（平成21年3月策定）に基づき、業務毎の事故発生傾向、主要な原因等を踏まえた事故防止対策の実施や運転者の体調急変に伴う事故防止対策の浸透・徹底、各種情報を活用した事故防止対策の実施、監査・監視による悪質事業者の退出促進等について、関係者一丸となって、着実に実施し、事業用自動車の安全・安心の確保に万全を図る。</p> <p>ア 業態毎の事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策トラック・バス・タクシーの業態毎の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組について評価し、更なる事故削減に向け、必要に応じて見直しを行う等、フォローアップを実施する。</p> <p>イ 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立 事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント制度については、平成28年度で制度導入から10年を経過したことを受け、制度の効果と課題を総括し今後の展開の在り方について検討を行う。併せて、そのコンセプトを全ての事業者へ普及することを目指すなど、充実強化を図る。</p> <p>ウ 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底 自動車運送事業者については、引き続き、優先的に監査を行うべき事業者を抽出し、効率的な監査を実施するとともに、法令違反等を行う悪質な事業者に対しては、厳正に処分を実施する。特に貸切バス事業者についてはスキーバス事故を受けて新たに講じられた再発防止対策等を踏まえ、法令違反を早期に是正させるとともに、改善が見込まれない場合には、事業からの退出など厳しい処分を課すことにより、監査処分等の実効性向上を図る。 また、行政が保有する事業用自動車に関する各種情報の分析機能を強化した。「事業用自動車総合安全情報システム」を利用し、事業者特性・事故原因等の相関及び傾向を分析し、事故を惹起するおそれの高い事業者等に対する効果的・効率的な指導・監督を実施することで、事業用自動車による事故の未然防止を図る。</p> <p>エ 飲酒運転の根絶 点呼時におけるアルコール検知器の使用の徹底や、危険ドラッグを含む、安全な運転をすることができないおそれのある薬物の使用禁止に関する指導等について、全国交通安全運動や年末年始の輸送</p>		

<p>(2) 軽井沢スキーバス事故を受けた対策</p> <p>(3) 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進</p> <p>(4) 貸切バス事業者安全性評価認定制度の普及促進</p> <p>(5) 荷主勧告制度の運用の充実</p>	<p>等安全総点検などの機会も活用して、その徹底を図る。</p> <p>オ ICT・新技術を活用した安全対策の推進</p> <p>自動車運送事業者における交通事故防止のための取組を支援する観点から、デジタル式運行記録計、ドライブレコーダー等の運行管理の高度化に資する機器の導入や、過労運転防止のための先進的な取組に対し支援を行う。また、健康や過労運転に起因した事故の未然防止のため、運転特性や体調管理等に関する情報について、ビッグデータとして活用した事故防止運行モデル等を構築するとともに、次世代型の運行管理・支援システムの在り方を検討する。</p> <p>カ 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策</p> <p>事業用自動車事故調査委員会において、社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、より高度かつ複合的な事故要因の調査分析を行っているところであり、引き続き、同委員会における事故の原因分析や再発防止策の提言を受け、事業者等の関係者が適切に対応し事故の未然防止に向けた取組を促進する。</p> <p>キ 運転者の体調急変に伴う事故防止対策の推進</p> <p>運転者の体調急変に伴う事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」で推奨している睡眠時無呼吸症候群が誘発する脳疾患、心疾患等の早期発見に奇与する各種スクリーニング検査について自動車運送事業における実態把握等を行い、その普及を図るための方策を検討する。</p> <p>平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえた再発防止策について、同年6月にとりまとめた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に掲げられた事項について、可能なものから速やかに実施する。</p> <p>全国貨物自動車運送適正化事業実施機関において、利用者が安全性の高い貨物自動車運送事業者を選択することができるようにするため、事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業」(Gマーク制度)の普及を更に促進する。</p> <p>公益社団法人日本バス協会において、旅行会社や利用者がより安全性の高い貸切バス事業者を選択することができるようにするとともに、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取組の促進を図るため、「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の普及を図る。</p> <p>貨物自動車運送事業者の過積載運転、過労運転、最高速度違反等に関し荷主からの無理な運行依頼が問題となっている。早期の段階で幅広く荷主の側へ協力を求める仕組みを導入し、荷主勧告制度の運用の拡充を図る。</p>
---	--

<p>(6) 国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策</p>	<p>国際海上コンテナの陸上輸送における安全の確保を図るため、コンテナ貨物の重量や積付けに関する情報を運転者まで伝達することや、過積載・偏荷重等の不適切状態にあるコンテナを発見及び是正する措置について記載した「安全輸送ガイドライン」及び「安全輸送マニュアル」の周知徹底を図るため。関係者が対策の議論・検討を行う連絡会議の活動を促進する。</p>
---------------------------------	--

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	2 安全運転の確保
項目	4 指導講習と適性診断の充実	【実施機関】 自動車事故対策機構	
細目	事業内容		
	自動車事故の発生を未然に防止するため、運行管理者等に対して行う指導講習の内容を充実するとともに、自動車運転者に対しては、適性診断の結果をもとにした助言指導の充実を図る。		

	1 道路交通の安全に関する施策	節	2 安全運転の確保
項目	5 自動車運転者に係る過労運転の防止をはじめとした労働条件適正化の推進	【実施機関】 秋田労働局	
細目	事業内容		
(1) 自動車運転者の労働条件確保のための監督指導	自動車運転者を使用する事業場に対し、関係行政機関とも連携しつつ労働基準法等の関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の遵守を指導するとともに、自動車運転者の労働条件の確保及び過労運転の防止等を図るため、監督指導を実施する。		
(2) 労働条件の改善のための自主的取組みに対する指導・援助	自動車運転者の労働時間等の労働条件の改善を図るため、労働時間管理適正化指導員の活用等を通じて、関係業界及び各事業場に対して適切な運行計画の策定、自主的な労務改善が促進されるよう指導・援助を行う。		
(3) 交通労働災害防止対策の推進	各事業場における、交通労働災害防止のための管理体制の確立、交通労働災害防止に関する安全衛生計画の作成、適正な労働時間の管理及び走行管理の実施、運転者に対する安全教育の実施等を内容とする「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知を図り、事業場における自主的な交通労働災害防止の取組を促進する。 また、「交通労働災害防止関係機関連絡会議」を開催し、関係機関、団体と連携してトラック運送事業等の交通労働災害防止対策を推進する。		

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	2 安全運転の確保
項目	6 道路交通に関する情報の充実	【実施機関】 東北地方整備局、東北総合通信局 秋田地方気象台 県道路課、県警交通規制課	
細目	事業内容		
(1) 車両の安全運転のための道路交通情報の充実 (東北地方整備局)	ア 直轄道路指定区間内に設置している146基の情報板を活用し、道路利用者に対して、必要な交通情報を提供する。 イ 道路情報モニターは、国道7号に11名、国道13号に3名をそれぞれ配置しており、その積極的な活用を行う。 ウ 道路管理者によるパトロールの強化、国道情報パトロールの強化及び国道情報板等の整備により、道路の危険箇所、道路情報を積極的に収集し、車両の安全な運転に資する道路交通情報を提供する。		
(2) 道路交通に関する情報提供の充実 (東北地方整備局) (東北総合通信局) (県道路課) (県警交通規制課)	ア 道路の通行禁止、通行制限、積雪等の路面状況や交通混雑状況等の交通情報を収集し、主要な地点に設置している交通情報板及び各道の駅に設置している道の駅情報端末装置により情報提供を行うほか、VICS（道路交通情報通信システム）ラジオ放送や電話対応による情報案内等を通じて広く運転者に提供する。 また、東北地方整備局秋田河川国道事務所においてはホームページにより、道路工事の交通規制等道路情報を提供する。 (http://www.thr.mlit.go.jp/akita) 県においても、あきたのみち情報（ホームページ）により、道路工事による交通規制等道路情報を提供する。 (http://road.pref.akita.lg.jp/modules/tinyd0/) イ 「高度道路交通システム」（ITS）の推進 最先端の情報通信技術（ICT:Information and Communication Technology）を用いて人と道路と車とを一体のシステムとして構築し、安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に大きく寄与することを目的とした「高度道路交通システム」（ITS: Intelligent Transport Systems）の推進を図る。 ウ 交通情報提供システム（AMIS）による情報提供 国道7号、国道13号等主要路線に整備した光ビーコン及びFM多重放送を利用し、VICS対応のカーナビに道路交通情報を提供して、交通の円滑化と効率化を図る。 エ 道路交通情報を提供する「路側通信システム」等の普及促進 カーラジオによるドライバーへの道路交通情報の提供手段としては、ラジオ番組による道路交通情報のほかに、中波（1620kHz、		

<p>(3) 気象情報等の充実 (秋田地方气象台)</p>	<p>1629kHz) により、道路交通事情に関して詳細かつ即時性のある情報を提供できる「路側通信システム」が全国で運用されている。</p> <p>また、GPS (Global Positioning System: 全世界的衛星測位システム) を利用した「カーナビゲーションシステム」、車両とオフィス等との間の通信を確保する「MCAシステム」(Multi Channel Access System) を活用した道路交通情報の提供等も交通の円滑化・効率化に寄与し、ひいては交通安全の確保につながるものである。このため、今後ともこれらシステムの一層の普及を図る。</p> <p>オ (公財) 日本道路交通情報センターからの情報提供 道路交通の安全と円滑化を図るため、道路交通情報センター職員によるラジオ放送や電話等により、道路交通情報等を提供する。</p> <p>カ イベントに伴う臨時の放送局の開設 博覧会、スポーツ大会等のイベントの円滑な運営に資するとともに、入場者等の利便及び会場周辺の交通安全の確保等を図るため、臨時の放送局が開設され、放送を使った効果的な情報提供が行われており、今後ともこれら臨時の放送局の開設を促進する。</p> <p>キ 「コミュニティ放送」の活用 「コミュニティ放送」は、市町村の一部区域を対象に放送を行うFM放送で、当該地域に密着したきめ細かな道路交通情報や商店街等の駐車場情報をリアルタイムで提供できるため、円滑な交通の確保に寄与しており、今後もその普及を図る。</p> <p>道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。</p> <p>また、これらの情報の内容の充実と効果的利用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やI T I C Tの活用等に留意し、主に次のことを行う。</p> <p>ア 気象観測予報体制の整備等 台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、主として次のシステムを整備し観測予報体制の強化を図る。また、国際的な協力として、世界気象機関(WMO)が策定した世界気象監視(WWW)計画を積極的に推進する。</p> <p>(イ) スーパーコンピューターシステム 早めの防災対策に必要な気象予測のため、計算能力を強化した次期システムの運用を平成30年から開始する予定。</p> <p>イ 地震・津波・火山の監視・警報体制の整備等 地震・津波による災害を防止・軽減するため、地震・火山活</p>
-----------------------------------	---

動を常時観測して地震・津波・火山に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、主に次のことを行う。

(ア) 緊急地震速報(予報及び警報)の利活用の推進

緊急地震速報(予報及び警報)について、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組む。

(イ) 津波警報等の確実な運用

的確な防災対応に資するよう、津波警報等の運用を確実にを行うとともに、広帯域強震計や沖合津波計を活用し、地震の規模や津波の状況の正確な把握及び迅速的確な津波警報等の更新や沖合の津波情報の発表を行う。

(ウ) 火山監視体制と噴火時等の避難体制の推進

火山活動の監視・評価の結果に基づき、警戒が必要な範囲(この範囲に入ると生命に危険が及ぶ)を明示して噴火警報等を発表するとともに、平常時からの火山防災協議会等における避難計画の共同検討を通じて、噴火警戒レベルの設定や改善を推進する。

ウ 情報の提供等

交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供する。

(ア) 気象特別警報・警報・予報等

気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。【伝達経路図1】

(イ) 緊急地震速報(予報及び警報)、津波警報等

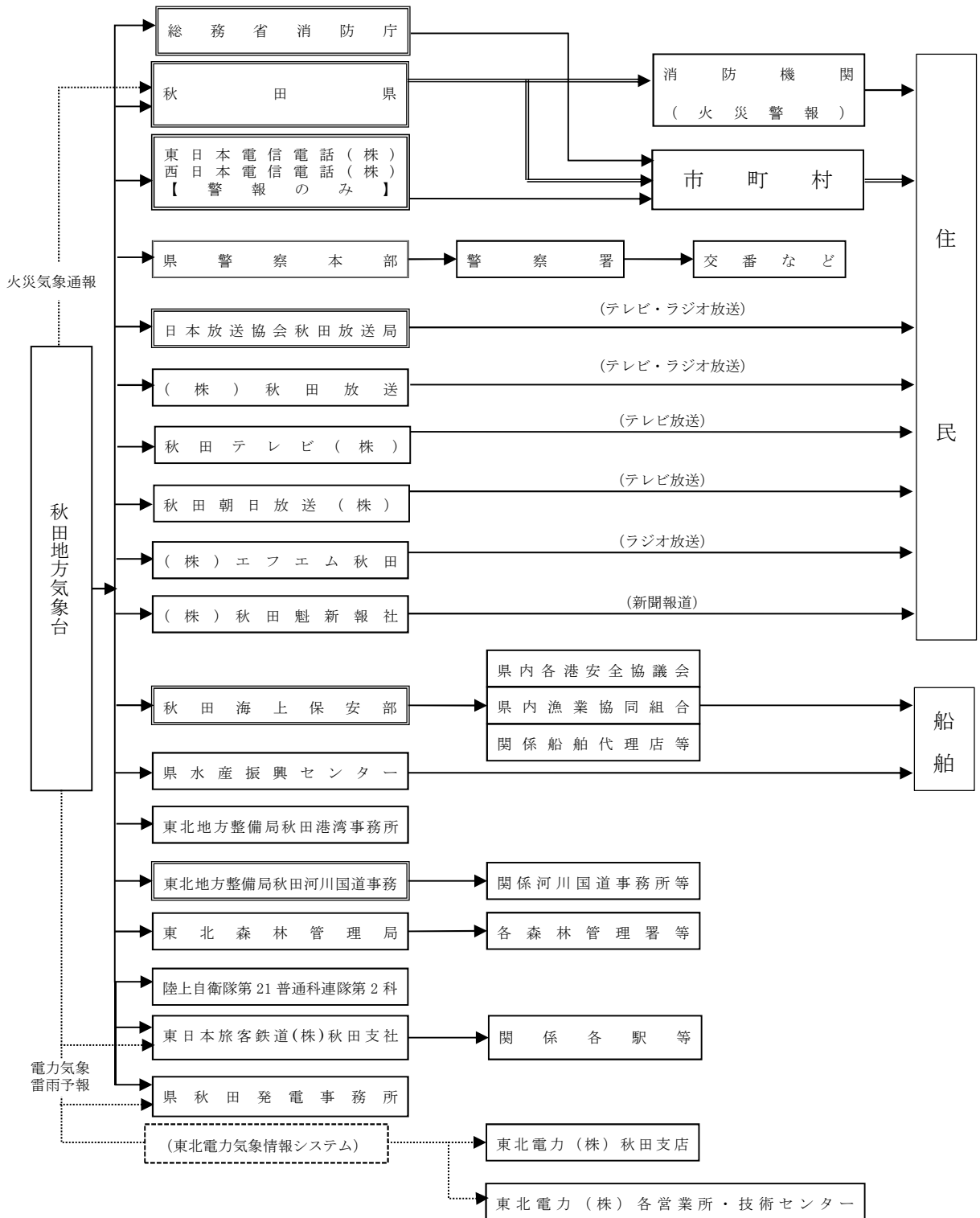
地震・津波による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報(予報及び警報)、津波警報等、地震情報等を発表し、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(ウ) 東海地震に関連する情報

気象庁長官は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域に係る大規模な地震が発生するおそれがあると認める時は、直ちに地震予知情報を内閣総理大臣に報告する。また、東海地域の地震・地殻活動に変化があった場合には、その現象の状況に応じて「東海地震に関連する情報」(東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報)を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関

	<p>等の協力により道路利用者に周知する。</p> <p>【伝達経路図 2】</p> <p>(エ) 噴火警報等</p> <p>火山現象による道路交通障害が予想される時は、平常時からの火山防災協議会で共同検討した避難計画に基づき、当該道路の交通規制等の防災対応がとられるよう噴火警戒レベルを付して噴火警報等を発表する。また、道路利用者の降灰量に応じた適切な防災行動に資するよう、降灰予報を適時・適切に発表する。これらの情報を、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。</p> <p>【伝達経路図 3】</p> <p>エ 気象知識等の普及及び情報の提供</p> <p>気象・地象・水象に関する知識の普及のため、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布などを行うほか、防災機関・報道機関の担当者を対象に、防災気象情報等に関する連絡会を開催する。</p>
--	--

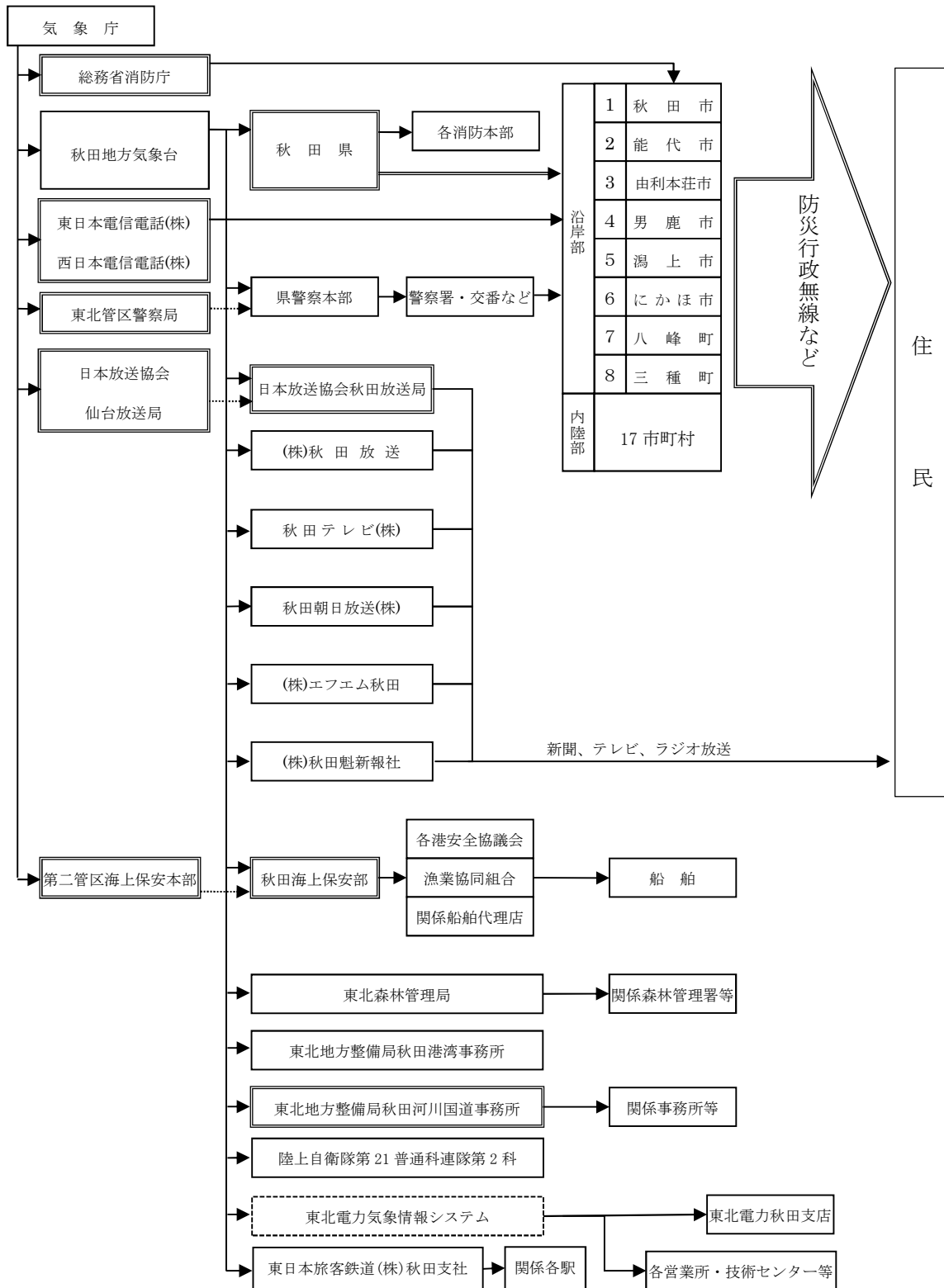
【伝達経路図 1】 気象関係特別警報・警報・注意報・情報等の収集・伝達図



注) 二重枠の機関は、気象業務法第15条の規定に基づく法定伝達先
 注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

【伝達経路図 2】

津波警報等の収集・伝達

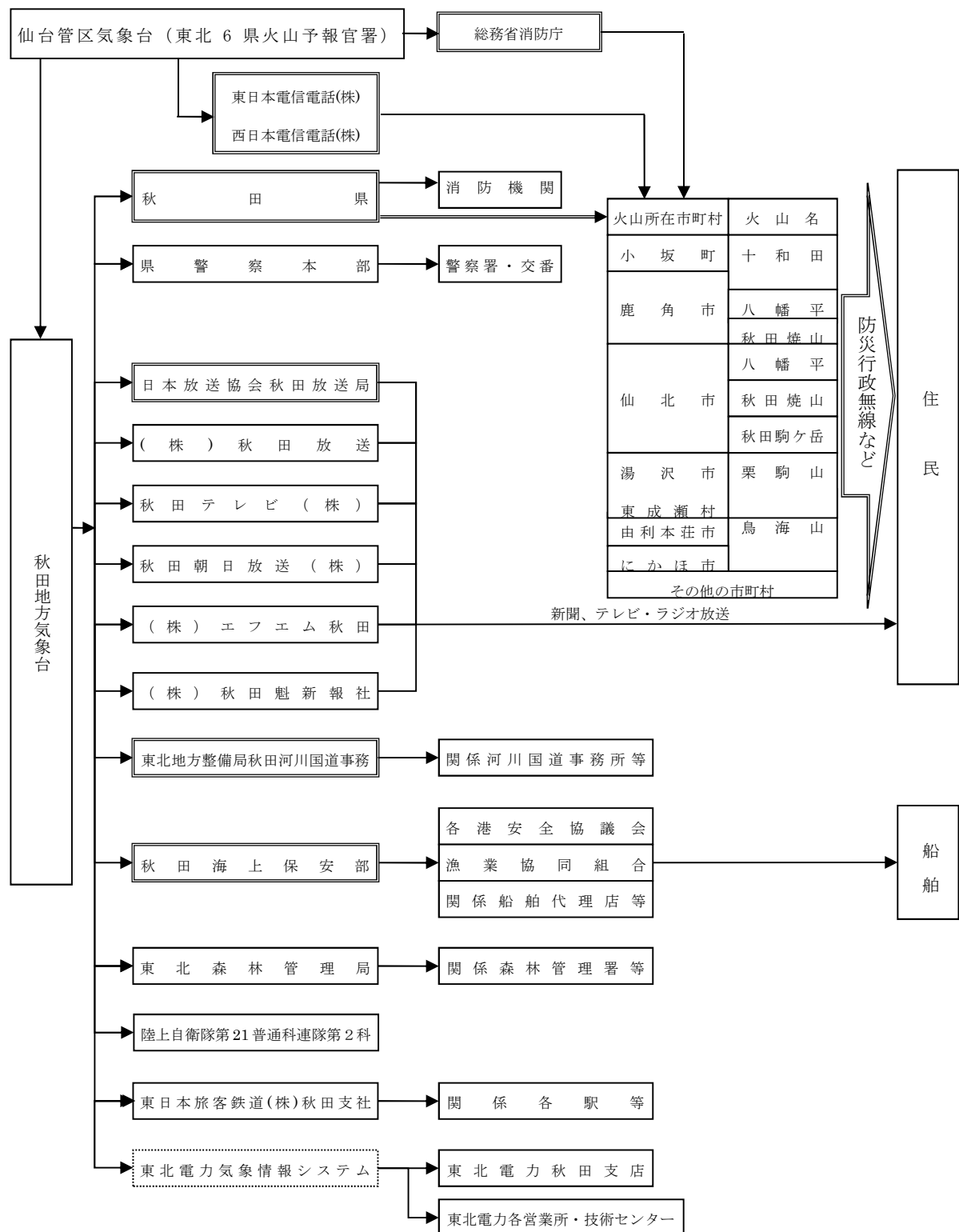


注) 二重枠の機関は、気象業務法第 15 条に規定に基づく法定伝達機関先

注) 二重線の経路は、大津波警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

【伝達経路図 3】

噴火警報等の収集・伝達図



注) 二重枠の機関は、気象業務法第 15 条の規定に基づく法定伝達先

注) 二重線の経路は、噴火警報（居住地域）が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	3 道路交通環境の整備												
項 目	1 道路交通安全施設等の整備	【実施機関】 東北地方整備局直轄秋田県内分、 (秋田、湯沢、能代河川国道事務所) 県道路課、県都市計画課 県警交通規制課 東日本高速道路株式会社													
細 目	事 業 内 容														
(1) 国土交通省東北地方整備局所管事業 (東北地方整備局直轄秋田県内分～秋田、湯沢、能代河川国道事務所)	<p>交通事故が多発している道路、その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、総合的な計画のもとに交通安全施設等の整備を促進するため、社会資本整備重点計画に基づいて、道路管理者及び公安委員会において、それぞれ次により事業を実施する。</p> <p>安全で安心できる生活環境の確保と快適に利用できる歩道づくりを図るため、歩道及び自転車歩行者道の整備を促進する。</p> <p>バリアフリーに対応した自転車歩行者道を整備するほか、道路情報施設、道路標識、交差点改良、簡易パーキングエリアの設置等を推進する。</p> <p>平成29年度完成予定箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国道7号 大館地区交差点改良 (大館市) ○ 国道13号 石成歩道整備 (横手市) ○ 国道46号線 西長野歩道整備 (仙北市) <p>なお、交通安全施設等の整備にあたっては、「事故0 (ゼロ) プラン」として事故の危険性が高い区間を明確化し、事故原因に対応した効果の高い対策を重点的に実施する。また、実施にあたっては、情報の公表を併せて進める。</p> <p style="text-align: center;">平成29年度交通安全対策関係整備事業 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="619 1594 1428 1937"> <thead> <tr> <th data-bbox="619 1594 783 1641">区 分</th> <th data-bbox="783 1594 986 1641">計画事業費</th> <th data-bbox="986 1594 1428 1641">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="619 1641 783 1749">交通安全</td> <td data-bbox="783 1641 986 1749">約 1,900,000</td> <td data-bbox="986 1641 1428 1749"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="619 1749 783 1823"></td> <td data-bbox="783 1749 986 1823">約 800,000</td> <td data-bbox="986 1749 1428 1823"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="619 1823 783 1937">計</td> <td data-bbox="783 1823 986 1937">約 2,700,000</td> <td data-bbox="986 1823 1428 1937"></td> </tr> </tbody> </table> <p>ア 道路課分 平成29年度は、歩行者及び自転車利用者の交通の安全確保を図</p>			区 分	計画事業費	備 考	交通安全	約 1,900,000			約 800,000		計	約 2,700,000	
区 分	計画事業費	備 考													
交通安全	約 1,900,000														
	約 800,000														
計	約 2,700,000														
(2) 県建設部所管事業 (県道路課)															

(県都市計画課)

るため、歩道等の整備を重点的に進める。

平成29年度防災・安全交付金事業 (単位：千円)

区 分	計画箇所数	計画事業費	備 考
歩道整備	17	1,100,000	
計	17	1,100,000	

イ 都市計画課分《歩道築造》

平成29年度歩道築造

工種・路線名	市・町	地区	延長(m)	幅員(m)
街路事業 千秋広面線	秋田市	手形	297	4.5
合 計	1市	1地区	297	

(3) 県公安委員会所管事業
(県警交通規制課)

交通安全施設等整備事業に係る長期計画に基づき、信号機や道路標識の設置、道路の標示を行い、安全・安心な道路交通環境を整備する。平成29年度の主な事業は、次表のとおりである。

種 別	事業量 (単位)	
信 号 機	新設	6基
	改良	11基
	信号柱建て替え	130本
	信号灯器交換 (LED化)	400灯
道 路 標 識	大型標識補修	11枚
	路側標識設置、補修	920本
道 路 標 示	横断歩道	2,801本
	実線	345km

(4) 東日本高速道路株式会社所管事業

ア 秋田管理事務所実施分

事故防止を目的とした秋田自動車道及び日本海東北自動車道における路面標示の補修や舗装の補修、環境整備を主体に実施する。

- 路面標示補修工事 200.4km
- 舗装補修工事 6.6km
- 簡易中分改良工事 3.4km

イ 十和田管理事務所実施分

東北自動車道の十和田管理事務所管内は、路面標示の補修や舗装補修などの環境整備を主体に実施する。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 路面標示補修工事 177.2 km ○ 舗装補修工事 8.6 km <p>ウ 横手管理事務所実施分</p> <p>秋田自動車道及び湯沢横手道路における路面標示の補修や舗装補修などの環境整備を主体に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 路面標示補修工事 122.9 km ○ 舗装補修工事 6.5 km ○ 簡易中分改良工事 12.2 km
<p>(5) その他の交通安全施設等整備事業の推進 (東北地方整備局) (県道路課)</p>	<p>ア 危険度の高い箇所から防災的施設の整備を実施するほか、交通危険箇所の局部改良を促進する。</p> <p>また、道路維持補修工事を積極的に実施し、路面に危険箇所が生じないように特に配慮する。</p> <p>イ 冬期における雪崩等に対処するため、防雪施設の整備を行うとともに、冬期間の交通の円滑を確保するため、適時除排雪と凍結防止剤の散布を実施する。</p> <p>なお、除雪に伴い山積みされた雪によって交差点近くの視野が妨げられることのないよう配慮し、道路交通の安全を確保する。</p> <p>ウ 逆行対策</p> <p>大内 JCT での逆走による死亡事故の発生を受け、専門家で構成される事故対策会議を設置し、委員の意見を踏まえ、表示板増設や道路のカラー舗装などを実施しており、その効果を検証しながら、逆走防止対策に取り組んでいく。</p>
<p>(6) 交通安全施設等の整備・充実 (東北地方整備局) (県道路課) (県警交通規制課)</p>	<p>道路事情や交通事情の変化に応じた信号機の新設・改良、道路標識・道路標示の設置を行うなど、交通安全施設を整備する。</p> <p>特に、児童を交通事故の被害から守るため、道路管理者及び教育関係者等と連携し、通学路の点検を実施する等、交通危険箇所の交通規制の見直しや「ゾーン30」区域の設定、交通安全施設の整備を推進する。さらに、自動車運転中の携帯電話等の使用に起因する事故が増加していることから、ドライバーの安全走行を支援するため、安全に安心して通話のできるエリア（もしもしピット）の整備を進める。</p>
<p>(7) 交通安全総点検の実施 (東北地方整備局) (県道路課) (県警交通規制課)</p>	<p>高齢者や身体障害者をはじめ、地域の人々が安心して利用できる道路交通環境を整備するため、道路管理者と連携を図りながら地域住民の参加による交通安全総点検を実施し、地域の実情に応じた交通安全施設の整備を推進する。</p>
<p>(8) 事故危険箇所対策の推進 (県警交通規制課)</p>	<p>県内の幹線道路で事故の危険性の高い箇所を抽出し、道路管理者と警察が連携し、危険箇所(交差点)における道路標示の見直し、横断歩道のカラー舗装、右左折レーンのカラー舗装、ドットラインの設置等の道路整備や交通安全施設等を整備し、交通事故の抑止を図る。</p>

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	3 道路交通環境の整備
項目	2 交通事故防止のための安全対策の推進	【実施機関】 県警交通規制課	
細目	事業内容		
	<p>交差点事故、カーブ事故及び歩行者横断事故は、全事故に占める割合が高いことから、信号機、横断歩道、一時停止の設置等の交通規制を計画的に推進するほか、冬期間における信号機の視認性の向上を図るため、着雪防止型信号灯器を整備する。</p> <p>また、道路管理者等の関係機関と緊密な連携を図りながら、道路照明灯、歩行者横断防止柵、カーブミラー、警戒用看板の設置等、効果的な安全対策を講じて交通危険箇所の解消に努める。</p>		

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	3 道路交通環境の整備
項目	3 効果的な交通規制の推進	【実施機関】 東北地方整備局 県道路課 県警交通規制課	
細目	事業内容		
(1) 交通管制センター等の整備 (県警交通規制課)	<p>幹線道路を中心とした交通の安全と円滑化を図り、快適な道路交通環境を構築するため、交通管制センター及びミニセンターの整備を推進する。</p> <p>また、信号機の高度化や交通情報提供システム（AMIS）の活用により、交通情報の収集と提供機能の向上を図る。</p>		
(2) 幹線道路の円滑化対策の推進 (県警交通規制課)	<p>慢性的な渋滞地点を解消するため、信号機の改良、系統化をはじめ、道路交通環境の実態に適した交通規制の実施や見直しを行うなど、円滑化のための諸対策を推進する。</p>		
(3) 交通規制の計画的推進 (県警交通規制課)	<p>道路の新設・改良箇所について、道路管理者等と連携を図りながら、将来的な交通量等を予測して、信号機を新設・移設するなど、交通実態に適合した合理的な交通規制を実施する。</p>		
(4) 「ゾーン30」の推進 (県警交通規制課)	<p>歩行者等の通行が最優先され、通過交通を可能な限り抑制するため、ゾーン内における最高速度30キロメートルの区域規制、路側帯の設置・拡幅と車道中央線の抹消を前提とした「ゾーン30」を整備し、通学路、住宅街等の生活道路におけるゾーン対策を推進する。</p>		
(5) より合理的な交通規制の推進 (県警交通規制課)	<p>交通規制を実施している道路における交通実態を調査・分析し、現場の交通実態に適合しなくなったと認められる場合には、交通規制の内容の変更や解除等を行う。</p>		
(6) 道路法に基づく交通規制等の実施 (東北地方整備局) (県道路課)	<p>ア 車両制限令の周知徹底等 道路と構造との関係において必要とされる車両の通行制限に違反する車両について、道路上に検問所を設け、現地における指導取締りを実施する。</p> <p>イ 災害、異常気象時における交通規制の適正化 災害、異常気象時における交通事故の発生を防止するため、秋田地方気象台が発表する各種警報等を参考にして異常事態発生が予想される場合は道路パトロールを強化するとともに、道路モニターによる情報収集と併せて危険箇所の把握に努め、通行規制基準により適切な交通規制を実施する。</p>		

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	3 道路交通環境の整備
項目	4 歩行者・自転車利用者等の安全の確保	【実施機関】 東北地方整備局、県道路課 県警交通規制課	
細目	事業内容		
(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	生活道路における歩行者・自転車利用者の安全を確保するため、路側帯の設置・拡幅、ゾーン規制の活用等の安全対策や外周幹線道路における信号機の高度化等の交通流円滑化対策を実施する。また、高齢者、障害者等の日常生活及び社会生活の安全を確保するため、音響式信号機等の整備、歩車分離式信号の運用や道路標識・道路標示の高輝度化等を推進する。 ゾーン30区域における自発光式横断歩道標識の整備を推進する。		
(2) 自転車通行環境の整備	自転車利用者及び歩行者の安全を確保するため、地域の実態に応じて、自転車専用通行帯の計画的な整備を推進するとともに、自転車道の整備、普通自転車の歩道通行部分の指定等により自転車通行環境の整備を推進する。		

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	3 道路交通環境の整備
項目	5 道路占用の適正化	【実施機関】 東北地方整備局 県道路課	
細目	事業内容		
	<p>ア 道路の占有申請の許可に当たっては、道路の交通又は道路の構造上の支障となる場合は道路の占有を規制するなど、道路本来の機能を阻害しないよう行う。</p> <p>イ 道路パトロールを行い、道路占有許可に関する現地を把握するとともに、適切に行政指導等を実施する。また、道路の掘削を伴う工事について、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故を防止するため、道路管理者と公益事業者との間で行っている秋田県道路占有工事連絡協議会及び東日本電信電話株式会社秋田支社との連絡占有協議会等で相互に工事の調整を図り、工事の実施者に対し地下埋設物件の管理者との事前協議で定めた保安上必要な措置を講じさせるなど、安全確保のため指導監督を強化する。</p> <p>ウ 前年度に引き続き、道路上の交通障害となっている電柱の除去を実施する。</p> <p>エ 市街地に多く見られる立看板、店舗の商品等不法占有物件については、道路パトロールを一層強化してその排除に努める。</p> <p>さらに、これに合わせて沿道住民、道路利用者協力が得られるよう、報道機関等を通じて道路の美化、愛護思想の普及を図る。</p>		

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	3 道路交通環境の整備
項目	6 危険物輸送の安全確保	【実施機関】 県総合防災課	
細目	事業内容		
	<p>タンクローリーや金属製ドラム等で危険物を運搬する車両については、消防機関が警察機関と連携し立入検査を実施し、危険物運搬に関する関係法令の遵守を徹底するとともに、次のことを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 危険物安全週間（6／4～6／10）における意識の高揚及び啓発 ○ イエローカード（危険物の性状、処理剤及びその調達先等事故の際必要な情報を記載した緊急連絡カード）の普及とその携行の促進 		

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	3 道路交通環境の整備
項目	7 子どもの遊び場の確保	【実施機関】 県都市計画課、 県次世代・女性活躍支援課 教育庁保健体育課、教育庁生涯学習課	
細目		事業内容	
(1) 都市公園の整備 (県都市計画課)		良好で安全な児童の遊び場を提供し、路上遊戯等による交通事故の防止を図るとともに、都市環境の整備と災害時の避難場所を確保するため、県立都市公園を整備する。	
(2) 児童館等の整備 (県次世代・女性活躍支援課)		地域における児童の健全な遊び場・居場所としての児童館や放課後児童クラブを整備し、路上遊戯等による交通事故の防止を図る。	
(3) 学校体育施設の活用 (教育庁保健体育課) (教育庁生涯学習課)		子どもの道路上の遊びによる交通事故を防止するため、学校施設(余裕教室・校庭・体育館等)を活用できるよう配慮する。	

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	4 車両の安全性の確保
項目	1 自動車の検査の充実	【実施機関】 東北運輸局	
細目	事業内容		
	<p>道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせた検査体制の整備及び検査後の不正な改造を排除するため、自動車検査の高度化を始めとした質の向上を推進することにより、自動車検査の確実な実施を図る。</p> <p>また、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、不正改造車両を始めとした整備不良車両及び基準不適合車両の排除等を推進する。</p>		

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	4 車両の安全性の確保
項目	2 型式指定制度の充実	【実施機関】 東北運輸局	
細目	事業内容		
	車両の構造に起因する事故の発生及びメーカーの不正行為を防止するため、型式指定制度により新型自動車の安全性の審査等を独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所と連携して実施する。		

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	4 車両の安全性の確保
項目	3 自動車点検整備の充実	【実施機関】 東北運輸局	
細目	事業内容		
(1) 点検整備の充実	<p>自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の確実な実施を図るため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力のもと、平成29年9月及び10月を強化月間として「自動車点検整備推進運動」を県下に展開するなど、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を促進する。</p> <p>また、事業用自動車の安全確保のため、自動車運送事業者への監査、整備管理者研修等のあらゆる機会を捉え、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進する。</p> <p>さらに、大型車の車輪脱落事故やバスの車両火災事故、車体腐食による事故等の車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるとともに、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止の徹底を図る。</p>		
(2) 不正改造車の排除	<p>道路交通に危険を及ぼし、環境悪化の原因となるなど社会的問題となっている不正改造車を排除するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力のもと、平成29年6月を強化月間として「不正改造車を排除する運動」を県下に展開し、自動車使用者及び自動車関係事業者等の不正改造防止に係る認識の更なる高揚を図るとともに、街頭検査の重点的实施等により、不正改造車の排除を徹底する。</p> <p>また、不正な二次架装による積載量又は乗車定員の増し等を排除するため、架装メーカー等に対する立入検査の実施等を厳正に行う。</p>		
(3) 自動車整備技術の向上	<p>自動車新技術の採用・普及、ユーザーニーズの多様化に伴い、自動車を適切に維持管理するためには、自動車整備業がこれらの変化に対応して、整備技術を高度化する必要があることから、整備主任者に対する技術研修等を通じて情報提供を行うとともに、一級自動車整備士制度を活用し、整備士の技術面及び接客面の能力の向上を推進する。</p> <p>また、自動車分解整備事業者の整備技術の高度化等への支援を行う。平成25年に取りまとめた「自動車整備技術の高度化検討会」を平成27年9月に再会し、これまでの排ガス関連を中心とした装置に加えて、新技術が用いられている安全装置に対する整備環境及び人材育成について検討を行う。</p>		

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	4 車両の安全性の確保
項目	4 自動車アセスメント情報の提供等	【実施機関】 東北運輸局 自動車事故対策機構	
細目	事業内容		
	<p>自動車アセスメント、チャイルドシートアセスメントにおいて、自動車ユーザーに自動車及びチャイルドシートの安全性能に関する比較情報を定期的に提供することにより、ユーザーが安全な製品選びをしやすい環境を整備するとともに、自動車メーカー等のより安全な製品開発を促進する。特に予防安全技術の性能評価については、車線維持支援制御装置の評価を加えるなど、一層の充実を図る。</p>		

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	4 車両の安全性の確保
項目	5 自動車のリコール制度の充実・強化	【実施機関】 東北運輸局	
細目	事業内容		
	<p>自動車製作者の垣根を越えた装置の共通化・モジュール化が進む中、複数の自動車製作者による大規模なリコールが行われていることから、自動車のリコールをより迅速かつ確実に実施するため、装置製作者等からの情報収集体制の強化を図るとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を行う。</p> <p>また、自動車ユーザーの目線に立ったリコールを実施するために、自動車ユーザーからの不具合情報の収集を推進するとともに、自動車ユーザーに対して、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供の充実を図る。</p>		

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	5 道路交通秩序の維持
項目	1 効果的な交通指導取締り活動の推進	【実施機関】 県警交通指導課	
細目	事業内容		
(1) 交通事故抑止に資する交通指導取締り及び街頭活動の推進	<p>ア 地域の交通実態や交通事故の発生状況等を分析し、飲酒運転、無免許運転、著しい速度超過、交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反、住民の要望の多い迷惑性の高い違反等に重点を置いた取締りを推進するとともに、スマートフォンの普及により画像注視に起因する交通事故が増加傾向にあることから、携帯電話等の取締りを徹底する。</p> <p>イ 歩行者、自転車利用者等の保護の観点に立ち、交差点における歩行者妨害、信号無視等の取締りを推進する。</p> <p>ウ 交通事故による被害を軽減するため、シートベルトの着用及びチャイルドシートの使用に係る指導取締りを徹底する。</p> <p>エ 交通事故多発路線及び交差点における赤色灯を点灯した白バイやパトカー等による警戒活動と通学時間帯や薄暮時間帯における街頭活動を推進する。</p> <p>オ 児童、高齢者及び身体障害者の道路横断時の保護誘導、歩行者の法令違反に対する指導、自転車の交通ルールと正しい乗り方、点検整備についての指導等歩行者及び自転車利用者に対する街頭活動を推進する。</p>		
(2) 飲酒運転、無免許運転の根絶に向けた取締りの一層の強化	<p>飲酒、無免許運転の取締りを一層強化するとともに、運転者のみならず車両の使用者、同乗者、飲酒場所、飲酒の同席者等に対する捜査を徹底する。</p>		
(3) 自転車の安全利用に向けた指導取締りの推進	<p>自転車の安全利用に向け、無灯火、二人乗り、信号無視、携帯電話利用等に対する指導警告活動を推進するとともに、歩行者や通行車両に危険を生じさせる、悪質・危険な違反については検挙する。さらに制動装置不良などの危険を生じさせるおそれがある自転車に対しても取締りを実施する。</p>		
(4) 通学路における効果的な指導取締りの推進	<p>ア 通学路における児童の安全を確保するため、通学時間帯において、通行禁止違反等児童の安全を脅かす交通違反に重点を置いた指導取締りを推進する。</p> <p>イ 学校関係者やPTA等と合同の街頭活動や一斉指導取締り等地域住民に安心感を与える活動を推進する。</p>		

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	5 道路交通秩序の維持
項目	2 悪質な交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の推進・強化	【実施機関】 県警交通指導課	
細目	事業内容		
(1) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進	適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するため、捜査幹部による的確な捜査指揮と客観的証拠に基づいた立証を行う。		
(2) 危険運転致死傷罪の適切な立件を視野に入れた捜査の徹底	飲酒運転、信号無視、著しい速度超過等が疑われる交通事故事件の捜査においては、初動捜査段階から自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条若しくは第3条(危険運転致死傷罪)又は第4条(過失運転致死傷アルコール等の影響発覚免脱罪)の立件も視野に入れた捜査を徹底する。		
(3) 交通事故事件等に係る捜査力の強化	危険運転致死傷罪の適用が見込まれる事件やひき逃げ事件等の交通事故事件の捜査力を強化するため、交通鑑識をはじめとした捜査態勢の充実を図る。		
(4) 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進	ア ひき逃げ事故等の被疑者の早期検挙を図るため、各種交通鑑識資機材に加え、防犯カメラやドライブレコーダ等を効果的に活用するとともに、交通装備資機材、捜査支援システム等の整備を進め、客観的な証拠に基づいた科学的な交通事故事件の捜査を推進する。 イ 欠陥の疑いのある自動車等による交通事故の捜査に当たっては、関係機関との連携を図り科学的捜査を推進する。		

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	5 道路交通秩序の維持
項目	3 暴走族及び違法行為を敢行する旧車會 対策の推進	【実施機関】 県警交通指導課 県警運転免許センター	
細目	事業内容		
(1) 取締り等の強化 (県警交通指導課)	<p>ア 共同危険行為等を始めとする暴走行為に対しては、暴走族阻止・検挙用資機材や暴走行為採証用資機材の活用を図るとともに、あらゆる法令を適用して、現場検挙の徹底を図る。</p> <p>イ 違法行為を敢行する旧車會グループなどについては、あらゆる活動を通じて、その実態把握に努め、騒音に係る整備不良車両運転、消音器不備等のほか、番号標表示義務違反などの車両の不正改造等について、各種法令を適用した取締りを徹底するとともに、個別指導等によりグループの解体及び同グループからの離脱を促進、再組織化の防止を図る。</p>		
(2) 行政処分及び再発防止 措置の徹底 (県警運転免許センター)	<p>暴走行為等に対する運転免許に係る行政処分を迅速かつ厳正に実施する。特に共同危険行為等の重大違反唆し行為に対する取消処分等を的確に実施する。</p>		

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	5 道路交通秩序の維持
項目	4 高速道路における安全走行の確保	【実施機関】 県警高速道路交通警察隊 東日本高速道路株式会社 (秋田・十和田・横手管理事務所)	
細目	事業内容		
(1) 交通実態に応じた交通規制 (県警高速道路交通警察隊) (東日本高速道路株式会社)	<p>ア 交通実態に応じた的確な臨時交通規制を実施する。</p> <p>イ 交通情報を幅広く収集し、道路利用者に対する迅速、的確な情報提供を行う。</p>		
(2) 効果的な指導取締りの実施 (県警高速道路交通警察隊)	<p>ア 過労、過積載等高速道路を利用した構造的な違反に対する背後責任の追及を徹底する。</p> <p>イ 逆走事案を認知した際は、違反についての的確な検挙措置を講ずるとともに、運転者の言動等から認知症等の一定の症状を呈する病気にかかっている疑いがある場合は、運転者の保護や、臨時適性検査の実施を検討するなど、適切に措置する。</p>		
(3) 高速道路安全運転マナーの向上 (県警高速道路交通警察隊) (東日本高速道路株式会社)	<p>ア 高速道路における安全な走行方法についての現場指導及び広報を実施して、交通マナーの向上を図る。 特に、逆走事案や歩行者立入りの危険性に関する広報啓発活動及び交通安全教育を推進する。</p> <p>イ 高速道路における安全と円滑化を図るため、道路管理者との合同点検による必要個所の改善等道路環境の整備を行う。</p> <p>ウ 各料金所入口において、安全運動のチラシ、パンフレット類の配布を行うほか、流入車両に対しては、シートベルト等の着用を指導する。 特に、バスやタクシー等の乗客に対するシートベルト着用の徹底を図るため、関係事業者等と連携した取組を推進する。</p> <p>エ 高速道路の終日業務巡回を行うとともに、車両制限令、道路法違反車両の指導を行う。</p>		
(4) 秋田県高速道路交通安全協議会の育成 (県警高速道路交通警察隊) (東日本高速道路株式会社)	<p>高速道路利用事業所を主体とした、民警一体となった高速道路における交通安全意識の普及高揚を図り、交通事故防止活動を推進する。</p>		
(5) 関係機関と連携した訓練、安全指導の実施 (県警高速道路交通警察隊) (東日本高速道路株式会社)	<p>高速道路における安全で円滑な交通を確保するため、県警高速道路交通警察隊、消防機関、道路管理者等が連携して、トンネル内での交通事故、火災等、発生時の対応訓練や危険物運搬車両に対する安全指導を実施し、高速道路における安全確保を図る。</p>		

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	6 救助・救急活動の充実
項目	1 救助・救急体制の整備	【実施機関】 県総合防災課	
細目	事業内容		
(1) 救助・救急隊員の研修機 会の確保	交通事故による傷病者の迅速な救助・救援及び搬送途中における救急救命処置の実施により救命率の向上を図るとともに、県消防防災航空隊や消防機関の救助・救急体制の充実を図る。		
(2) 救助・救急活動の充実	高度な救急救命処置や的確な救助活動を実施するため、救助・救急隊員の研修機会を確保し、隊員の資質の向上を図る。		
(3) 救助・救急活動に必要な 資機材の整備	消防防災ヘリコプターによる救助及び救急活動の実施、また救急救命士の養成確保を行い、救急救命活動の充実を図る。		
	高度な救急救命処置を行うための高規格救急自動車、迅速な救急救助活動等に必要な救助工作車及びこれらに搭載する資機材の整備を推進する。		

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	6 救助・救急活動の充実
項目	2 救急医療体制の整備	【実施機関】 県医務薬事課	
細目	事業内容		
(1) 初期救急医療体制の整備	<p>秋田県医療保健福祉計画等に基づき、救急医療施設の整備及び運営に対し支援する等、救急医療体制の充実を図る。</p> <p>救急告示病院において、医師会及び地域の診療所等と連携して実施する初期救急医療の取組を推進するとともに、在宅当番医制及び休日夜間急患センターの運営体制の充実を図る。</p>		
(2) 二次救急医療体制の整備	<p>休日及び夜間における重症救急患者の医療を確保するため、医師不足偏在改善計画を推進し、救急告示病院における医師確保を支援するとともに、病院群輪番制事業を実施する病院の施設・設備の整備の取組を支援する。</p>		
(3) 三次救急医療体制の整備	<p>交通事故等による重篤救急患者の救命医療を確保するため、秋田赤十字病院救命救急センターの運営に対する助成を行う。また、広域的に必要とされる三次救急医療機能を担う、平鹿総合病院（県南地区）の地域救命救急センターの運営に対し助成するとともに、同機能を県北地区に整備することについて検討を行う。</p> <p>さらに、救命効果を高めるため、ドクターヘリの基地病院となる秋田赤十字病院の運航事業に対し、助成を行う。</p>		
(4) 救急医療担当医師等の研修	<p>救急医療に関する医学医術の向上と救急蘇生法指導者の養成を図るため、国の行う医師、保健師、看護師、救急救命士等の研修への参加を促進するとともに、秋田県医師会及び郡市医師会が行う救急医療医師研修に対し支援する。</p>		

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	7 被害者支援の充実と推進
項目	1 交通事故相談の実施	【実施機関】 県民生活課 県警察 東北運輸局	
細目	事業内容		
(1) 広報活動の推進 (県民生活課) (県警察)	<p>秋田県生活センター(アトリオン7階)において交通事故相談員が、電話や面談による交通事故相談を実施する。また、各警察署に交通事故相談窓口を設置し、交通事故の捜査状況や加害者の処分等に関する情報の提供、自動車保険請求・損害賠償制度の概要説明、その他交通事故被害者の援助・救済制度の紹介等を実施する。</p> <p>交通事故に起因する問題を迅速かつ適切に解決するためには、相談窓口の早期利用が効果的であることから、犯罪被害者等を支援する相談機関の利用について、ラジオ、インターネット、広報紙、チラシ等により広報活動を実施して周知する。</p>		
(2) 相談員の資質の向上 (県民生活課) (県警察)	<p>高度化、複雑化する相談内容に適切に対応するため、交通事故相談員研修会等の受講により相談員の資質の向上を図る。</p>		
(3) 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進 (県民生活課) (県警察)	<p>交通事故被害者等の支援の充実を図るため、(公社)秋田被害者支援センターなどの民間の犯罪被害者支援団体の活動に対する支援を行う。また、交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務を、警察本部被害者支援室や各警察署の交通事故相談窓口、市町村の被害者等支援に係る総合的対応窓口の担当者等により実施するとともに、関係行政機関及び民間の犯罪被害者支援団体等との連携を図る。</p> <p>さらに、一定の交通事故等の被害者等からの、加害者に対する意見の聴取等の期日等に関する問合わせや、被害者等から、加害者に対する行政処分の結果に関する問い合わせについて、回答するなどの適切な対応を行う。</p>		
(4) 関係機関との連携による援助活動の強化 (県民生活課) (県警察)	<p>問題が円満に解決しない場合の救済措置として、法テラス、日弁連交通事故相談センター等の利用について助言する。</p> <p>更生問題に関する事案については、各種社会福祉制度の利用等について、指導・助言するとともに、必要に応じて福祉事務所、社会福祉協議会等の関係機関への紹介を行う。</p>		
(5) 自動車損害賠償の円滑化 (県民生活課) (県警察)	<p>自動車事故に対する保険金、共済金及び損害賠償金が迅速・的確に支払われるよう一般社団法人日本損害保険協会の「そんぽADRセンター」及び自動車損害取扱保険会社(農協共済等)と緊密な連携を図る。</p>		

<p>(6) 公共交通事故による被害者等への支援の推進 (東北運輸局)</p>	<p>ア 平時における取組</p> <p>(ア) 被害者等への支援体制の整備 公共交通事故被害者支援室において、被害者等からの相談を受け付けるとともに、被害者等への支援に携わる職員に対する教育訓練の実施、関係機関等とのネットワーク形成等を図る。</p> <p>(イ) 事業者における支援計画作成の促進 公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドラインに基づき、事業者に対して計画の策定を促すなど、被害者等に対する支援の充実に向けた取組を図る。</p> <p>イ 事故発生時の取組</p> <p>(ア) 事故発生直後の対応 被害者等に対する窓口を設置し、安否情報・事故情報等の提供に関する被害者等からの要望を関係行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者に伝えること等を通じて、被害者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細かな情報を適切に提供するよう図る。 また、被害者等が事故現場において行う安否確認等の活動のために必要な支援が確保されるよう、被害者等からの要望を事業者等に伝えて必要な対応を要請し、また、現場における受入体制等に関する情報を被害者等に提供するなど、被害者等への窓口を通じて被害者等からの問合せ・相談に的確に対応するよう図る。</p> <p>(イ) 中長期的対応 公共交通事故被害者等への支援を行う体制において、被害者等のための窓口を設置し被害者等からの要望を踏まえ、事故調査の状況や規制の見直し、事業者の安全対策に関する説明について必要なコーディネートを図る。また、被害者等からの相談を受け、必要に応じて、事業者が策定する公共交通事故被害者等への支援に関する計画に基づく支援やその他事業者による支援について、事業者に指導・助言を行うとともに、被害者等に対して関係機関や心のケアの専門家を紹介する等の取組を図る。</p>
---	---

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	7 被害者支援の充実と推進
項目	2 自動車損害賠償制度等	【実施機関】 東北運輸局 自動車事故対策機構	
細目	事業内容		
(1) 自動車損害賠償保障制度の充実 (東北運輸局)	<p>国による死亡等重要事案に関する支払審査保険会社等の情報提供措置及び支払基準に基づいた適正な保険金支払いの着実な実施について、被害者保護の充実が図られるよう、引き続き保険金支払いの適正化を図る。</p> <p>このほか、自賠責保険（自賠責共済）の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることを、広報活動等を通じて広く県民に周知するとともに、街頭における監視活動等による注意喚起を推進し、無保険（共済）車両の運行の防止を徹底する。</p>		
(2) 被害者への生活資金の貸付 (自動車事故対策機構)	<p>自動車事故による被害者の遺児を対象とする「交通遺児等の育成資金（無利子）」などの生活資金貸付制度について周知し、当該貸付の利用を呼びかけるとともに、交通遺児等育成基金が行う交通遺児育成のための基金事業及び県が行う高等学校交通遺児授業料減免事業等により、交通事故被害者で生活に困窮している者の援助の充実を図る。</p>		
(3) 重度の後遺障害者に対する介護料の支給 (自動車事故対策機構)	<p>自動車事故により頭部、脊髄、胸腹部臓器に損傷を受け、常時または随時の介護を必要とする重度後遺障害者を抱える家族の経済的、精神的、肉体的負担の軽減を図るため、介護料を支給する。</p>		

章	1 道路交通の安全に関する施策	節	8 交通事故情勢の変化に応じた重点施策の推進
項目	1 県民のニーズや交通情勢を的確に把握した重点施策の推進 2 交通事故分析の成果の活用	【実施機関】 県県民生活課 県警交通企画課	
細目		事業内容	
1	県民のニーズや交通情勢を的確に把握した重点施策の推進 (県県民生活課) (県警交通企画課)	県民のニーズや生活様式の変化、高速交通体系の進展、高齢化等の交通情勢を的確に把握の上、関係機関・団体と連携し、県民の理解と協力のもとに交通の安全と円滑化を図るための各種施策を推進する。	
2	交通事故分析結果の活用 (県県民生活課) (県警交通企画課)	交通事故分析結果については、各種施策の企画・立案に活用するほか、県民に対して分かりやすい情報提供を行い、関係機関・団体等による効果的な交通安全対策の推進に資する。	

第2章 鉄道交通の安全に関する施策

章	2 鉄道交通の安全に関する施策	節	1 鉄道交通環境の整備
項目	1 鉄道施設等の安全性の向上 2 運転保安設備等の整備	【実施機関】 東北運輸局 J R 東日本秋田・盛岡支社 鉄道事業者	
細目	事業内容		
1 鉄道施設等の安全性の向上 (東北運輸局)	<p>鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進める。特に人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、補助制度等を活用しつつ、施設、車両等の適切な維持・補修等の促進を図る。</p> <p>研究機関の専門家による技術支援制度の活用などにより、技術力の向上についても推進する。</p> <p>また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている、このため、切土や盛土等の土砂災害への対策の強化等を推進する。</p> <p>さらに、平成28年度に設置した「駅ホームにおける安全性向上のための検討委員会」においてとりまとめたホームドアの整備等のハード対策や駅員等による乗車・降車の誘導案内を始めとするソフト対策による総合的な転落防止対策の実効性を確保するため、検討会を活用した進捗管理を行い、鉄道事業者の積極的な取組を促すことで、引き続き、駅ホームの安全性確保に向けた取組を推進する。</p>		
2 運転保安設備等の整備 (東北運輸局)	<p>曲線部等への速度制限機能付きATS等運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について、法令により整備の期限が定められたもの(※)の整備については、平成28年6月までに完了したが、整備の期限が定められていないものの整備については引き続き推進を図る。</p> <p>※1時間あたりの最高運行本数が、往復10本以上の線区の施設又はその線区を走行する車両若しくは運行速度が100km/hを超える車両又はその車両が走行する線区の施設について10年以内に整備するよう義務づけられたもの。</p>		
○ 信号保安設備の整備 (J R 東日本秋田支社・盛岡支社、秋田内陸縦貫鉄道、由利高原鉄道)	<p>○ 信号保安設備の整備 列車通行の安全を確保するため、信号保安設備の改良整備の促進を図る。</p>		

章	2 鉄道交通の安全に関する施策	節	2 鉄道交通の安全に関する知識の普及
項目		【実施機関】 東北運輸局	
細目	事業内容		
	<p>運転事故の約9割を占める人身障害事故と踏切障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンの実施等において、広報活動を行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。</p> <p>また、これらの機会を捉え、駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備について分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る。</p>		

章	2 鉄道交通の安全に関する施策	節	3 鉄道の安全な運行の確保
項目	1 保安監査等の実施 2 運転士の資質の保持 3 安全上のトラブル情報の共有・活用 4 鉄道の安全運行の確保	【実施機関】 東北運輸局 鉄道事業者	
細目		事業内容	
1	保安監査等の実施 (東北運輸局)	<p>鉄道事業者に対し、定期的に、又は重大な事故等の発生を契機に保安監査を実施し、輸送の安全の確保に関する取組の状況、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等を確認し、適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。</p> <p>また、JR北海道問題を踏まえて平成26年度に実施した保安監査の在り方の見直しに係る検討結果に基づき、計画的な保安監査のほか、同種のトラブルの発生等の際にも臨時保安監査を行うなど、メリハリの効いたより効果的な保安監査を実施する等、保安監査の充実を図る。</p> <p>このほか、年末年始の輸送等安全総点検により、事業者の安全意識の向上を図る。</p>	
2	運転士の資質の保持 (東北運輸局)	<p>運転士の資質の確保を図るため、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施する。</p> <p>また、資質が保持されるよう、運転管理者及び乗務員指導管理者が教育等について適切に措置を講ずるよう指導する。</p>	
3	安全上のトラブル情報の共有・活用 (東北運輸局)	<p>主要な鉄道事業者の安全担当者等による鉄道保安連絡会議を開催し、事故等及びその再発防止対策に関する情報共有等を行うとともに、安全上のトラブル情報を関係者間において共有できるよう、情報を収集し、速やかに鉄道事業者へ周知する。</p> <p>また、国への報告対象となっていない安全上のトラブル情報について、鉄道事業者による情報共有化を推進する。さらに、運転状況記録装置等の活用や現場係員による安全上のトラブル情報の積極的な報告を推進するよう指導する。</p>	
4	鉄道の安全運行の確保 (鉄道事業者)	<p>社員一人ひとりの自覚と事故防止意欲の高揚を図るほか、指導訓練の充実と正しい作業の定着化を進め、安全性の向上を図るとともに、保守作業の充実、防災、異常時体制の強化を推進する。</p>	

章	2 鉄道交通の安全に関する施策	節	3 鉄道の安全な運行の確保
項目	5 気象情報等の充実	【実施機関】 秋田地方気象台 J R 東日本秋田・盛岡支社 鉄道事業者	
細目	事業内容		
	【秋田地方気象台】 鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、強風、高潮、濃霧、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報、警報、予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減を図る。 また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、「第1章道路交通の安全に関する施策」第2節の6(3)と同様に気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。 特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。 また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通における利活用の推進を図る。なお、噴火警戒レベルに応じて鉄道事業者等がとるべき防災対応等について、平常時から火山防災協議会における共同検討を通じて合意を図る。 【J R 東日本秋田支社・盛岡支社】 鉄道輸送の安全に関係の深い台風、豪雨、豪雪等異常気象に対して関係機関が迅速に対処できるよう、気象庁との間にかわされた「鉄道気象通報取扱いに関する申し合わせ」に基づいて、適切な予報、警報等を適時に発表伝達して、これらの異常気象時における事故防止に努める。 【秋田内陸縦貫鉄道、由利高原鉄道】 適宜、気象台等から気象情報を収集・把握し、運行管理に反映させることにより、異常気象時における事故防止に努める。		

章	2 鉄道交通の安全に関する施策	節	3 鉄道の安全な運行の確保
項目	6 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応 7 運輸安全マネジメント評価の実施	【実施機関】 東北運輸局	
細目	事業内容		
6	大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	<p>関係機関及び鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。</p> <p>また、輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し、列車の運行状況を的確に把握して、乗客への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。さらに、鉄道事業者に対して、降雪時等において利用者の行動判断に資する情報提供を行うよう指導する。</p>	
7	運輸安全マネジメント評価の実施	<p>事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント制度については、平成28年度で制度導入から10年を経過したことを受け、制度の効果と課題を総括し、今後の展開の在り方について検討を行う。併せて、そのコンセプトを全ての事業者へ普及することを目指すなど、充実強化を図る。</p>	

章	2 鉄道交通の安全に関する施策	節	4 鉄道車両の安全性の確保
項目		【実施機関】 東北運輸局	
細目	事業内容		
	<p>発生した事故や科学技術の進歩を踏まえつつ、適時、適切に鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準を見直す。また、平成27年12月に運輸安全委員会より国土交通大臣に提出された「貨物列車走行の安全性向上に関する意見について」の指摘を踏まえ、鉄道事業者、鉄道車両メーカー、貨物利用運送事業者、荷主、研究機関等の関係者と貨物列車走行の安全性の向上に関して検討を行う。</p>		

章	2 鉄道交通の安全に関する施策	節	5 救助・救急活動の充実
項目		【実施機関】 東北運輸局	
細目	事業内容		
	<p>鉄道の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、主要駅における防災訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図る。</p>		

	2 鉄道交通の安全に関する施策	節	6 被害者支援の推進
項目		【実施機関】 東北運輸局	
細目	事業内容		
	<p>ア 平時における取組</p> <p>(ア) 被害者等への支援体制の整備 公共交通事故被害者支援室において、被害者等からの相談を受け付けるとともに、被害者等への支援に携わる職員に対する教育訓練の実施、関係機関等とのネットワークの形成等を図る。</p> <p>(イ) 事業者における支援計画作成の促進 公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドラインに基づき、事業者に対して計画の策定を促すなど、被害者等に対する支援の充実に向けた取組を行う。</p> <p>イ 事故発生時の取組</p> <p>(ア) 事故発生直後の対応 被害者等に対する窓口を設置し、安否情報・事故情報等の提供に関する被害者等からの要望を関係行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者に伝えること等を通じて、被害者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細かな情報を適切に提供するよう図る。 また、被害者等が事故現場において行う安否確認等の活動のために必要な支援が確保されるよう、被害者等からの要望を事業者等に伝えて必要な対応を要請し、また、現場における受入体制等に関する情報を被害者等に提供するなど、被害者等への窓口を通じて、被害者等からの問合せ・相談に的確に対応するよう図る。</p> <p>(イ) 中長期的対応 公共交通事故被害者等への支援を行う体制において、被害者等のための窓口を設置し、被害者等からの要望を踏まえ、事故調査の状況や規制の見直し、事業者の安全対策に関する説明について必要なコーディネートを図る。また、被害者等からの相談を受け、必要に応じて、事業者が策定する公共交通事故被害者等への支援に関する計画に基づく支援やその他事業者による支援について、事業者に指導・助言を行うとともに、被害者等に対して関係機関や心のケアの専門家を紹介する等の取組を図る。</p>		

章	2 鉄道交通の安全に関する施策	節	7 鉄道事故等の原因究明と再発防止
項目	【実施機関】 東北運輸局		
細目	事業内容		
	<p>運輸安全委員会は、鉄道事故及び鉄道事故の兆候（鉄道重大インシデント）の原因究明を迅速かつ的確に行うため、調査を担当する職員に対する専門的な研修を充実させ、調査技術の向上を図るとともに、各種調査用機器の活用により分析能力の向上に努め、もって鉄道事故の防止に寄与する。また、過去の事故等調査で得られたノウハウや各種分析技術、事故分析結果等のストックの活用により総合的な調査研究を推進し、その成果を原因の究明に反映させる。</p> <p>さらに、事故等調査で得られた結果等に基づき、事故等の防止又は事故が発生した場合の被害を軽減するため、必要に応じて、国土交通大臣又は原因関係者へ勧告し、また国土交通大臣又は関係行政機関の長へ意見を述べることにより必要な施策又は措置の実施を求め、鉄道交通の安全に寄与する。</p> <p>また、関係者のニーズを踏まえ、特定の事故類型の傾向、問題点、防止策の分析結果や、個別の事故等調査の結果を分かりやすい形で紹介する定期情報誌を発行するなどの事故等の防止につながる啓発活動を行うとともに、過去の事故等調査結果を有効活用するためデータベースのコンテンツ等を充実させる。</p>		

第3章 踏切道における交通の安全に関する施策

章	3 踏切道における交通の安全に関する施策	節	1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進
項目	【実施機関】 東北運輸局		
細目	事業内容		
	<p>遮断時間が特に長い踏切道（開かずの踏切）や、主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっては、極力立体交差化を図る。</p> <p>加えて、立体交差化までに時間の掛かる「開かずの踏切」等については、効果の早期発現を図るため、各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造の改良や歩行者等立体横断施設の設置等を促進する。</p> <p>なお、歩道が狭隘な踏切についても、踏切道内において歩行者と自動車等が錯綜することがないように事故防止効果の高い構造への改良を促進する。</p> <p>このような、立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」を両輪とする総合的な対策を促進する。</p> <p>また、従前の踏切対策に加え、当面の対策や踏切周辺対策等も踏切対策に位置付け、ソフト・ハード両面から可能な対策を実施する。</p>		

章	3 踏切道における交通の安全に関する 施策	節	2 踏切保安設備の整備及び交通 規制の実施
項目	【実施機関】 東北運輸局		
細目	事業内容		
	<p>踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。</p> <p>自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等の事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。</p> <p>高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を進める。</p> <p>なお、これらの踏切保安設備の整備に当たっては、踏切道改良促進法に基づく補助制度を活用して整備を促進する。</p>		

章	3 踏切道における交通の安全に関する 施策	節	3 踏切道の統廃合の促進
項目		【実施機関】 東北運輸局	
細目	事業内容		
	<p>踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施に合わせて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと思われるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。</p> <p>ただし、構造の改良のうち、踏切道に歩道がない、あるいは歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して近接踏切道の統廃合を行わずに実施する。</p>		

章	3 踏切道における交通の安全に関する 施策	節	4 その他踏切道の交通の安全と 円滑化を図るための措置
項目		【実施機関】 東北運輸局 J R 東日本秋田支社 J R 盛岡支社	
細目	事業内容		
	<p>【東北運輸局】</p> <p>緊急に対策が必要な踏切道は、「踏切安全通行カルテ」を作成・公表し、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。</p> <p>また、踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、踏切道予告標、踏切信号機の設置等を進める。</p> <p>自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進する。</p> <p>また、学校等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進する。</p> <p>このほか、踏切道に接続する道路の拡幅については、踏切道において道路の幅員差が新たに生じないように努めるものとする。</p> <p>【J R 東日本秋田支社・盛岡支社】</p> <p>○ 啓発活動の実施</p> <p>踏切事故防止キャンペーン実施による踏切安全通行の啓発活動を行う。</p>		

第4章 市町村交通安全実施計画の作成基準

章	4 市町村交通安全実施計画の作成基準	節	
項目		【実施機関】 市町村	
細目	事業内容		
	<p>平成29年度市町村交通安全実施計画の作成に当たっては、地域の交通情勢や社会情勢等の特徴を十分考慮し、次の事項について記述することが望ましい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全行政機関・団体等の連携の強化 2 交通安全運動及び交通安全教育の推進 3 交通安全関係の民間団体の育成指導 4 交通事故相談活動の推進 5 その他市町村交通安全実施計画において定めることが適当と認められる事項 		

平成29年度秋田県交通安全実施計画

平成29年10月

発行 秋田県交通安全対策会議

編集 秋田県生活環境部県民生活課
秋田市山王四丁目1番1号
電話 018-860-1523